

第4回 子育て支援センター全国セミナー 2013in宮崎

目次

主催者あいさつ（宮崎県知事）	2
主催者あいさつ（宮崎県子育て支援連絡協議会会長）	3
開催市祝辞（宮崎市長）	4
大会日程・交流会のご案内	5
会場のご案内	6

1 日目

行政説明	7
特別講演	32
シンポジウム	33

2 日目

早朝セミナー

セミナー①：児童虐待の予防と対策	35
セミナー②：口腔は成長の履歴書	36
分科会一覧	37
第1分科会	38
第2分科会	52
第3分科会	67
第4分科会	70
第5分科会	80
第6分科会	86
全体集会 分科会報告・宮崎宣言	95
記念講演	96

ごあいさつ



宮崎県知事 河野 俊嗣

全国各地から、それぞれの地域で子育て支援に取り組まれている皆様をお迎えし、「第4回 子育て支援センター 全国セミナー 2013 in 宮崎」を盛大に開催できますことは、誠に嬉しい限りです。宮崎県民を代表して、御来県の皆様を心から歓迎いたします。

皆様方には、日ごろから、親子の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助、また、保育の現場での熱心な取組など、地域における子育て支援に多大な御尽力をいただいております、深く敬意を表する次第です。

さて、人口減少や急速な少子化が、我が国の社会経済に大きな影響を及ぼすことが懸念される中、行政による子育て支援策の充実とともに、地域や企業などを含めた社会全体で子育て支援に取り組んでいくことが不可欠となっております。

このため宮崎県では、「日本一の子育て・子育て立県」の確立を目指して、県民全体で子どもと子育て家庭を応援する気運を醸成する「未来みやざき子育て県民運動」の推進をはじめ、地域における子育て支援体制の充実や子育てにかかる経済的な負担の軽減、仕事と家庭の両立支援など、総合的な子育て支援・少子化対策に県民総ぐるみで取り組んでいるところであります。

とりわけ、子育て支援センターにつきましては、地域の子育て支援の拠点として重要な役割を担っていただいておりますが、一昨年、関係者の強い熱意により「宮崎県子育て支援連絡協議会」が設立され、県内の支援センターが主体的に支援技術の向上等に取り組む体制が整備されたところであり、県としましても、市町村と連携しながら、積極的な支援を行っているところであります。こうした中、「子と親と地域をつなぐ子育て支援」をテーマに、全国の子育て支援に関わる皆様方が一堂に会され、情報交換や研修が行われますことは、誠に意義深く、セミナーの成果には大きな期待を寄せています。

次世代を担う子どもたちは地域の宝であり、活力の源、未来への希望であります。皆様方には、今回のセミナーを契機として、今後の取組に一層の御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

ところで、本県は、古事記や日本書紀に描かれた日本発祥にまつわる日向神話の舞台であり、昨年より「神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」をコンセプトに記紀編さん1300年記念事業を展開しております。御来県の皆様には、是非この機会に本県の魅力を存分に満喫していただければ幸いです。

終わりに、本セミナーが実り多いものとなりますとともに、御参加の皆様のますますの御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げまして、御挨拶といたします。

ごあいさつ



全国セミナーin宮崎実行委員会
宮崎県子育て支援連絡協議会

会長 木本 宗雄

第4回子育て支援センター全国セミナー2013 in宮崎が、厚生労働省をはじめ宮崎県、宮崎市、そして多くの子育て支援係者のご支援、ご協力により盛大に開催できますことに深く感謝申し上げます。また、全国各地からご参加くださいました皆様方に心から御礼申し上げます。

さて、少子化や核家族化の進行、メディア社会の進展、地域における連帯感の希薄化などが児童虐待やいじめ、不登校などを生み出して、子どもたちの「育つ」環境を悪化させています。子育て環境の悪化を表す一つの指標として、児童虐待対応相談件数の推移で見えますと、平成2年度に、全国で1,101件であったものが、その後、急激に増加しながら平成24年度には66,807件の発生となっています。もちろん、この数字は、児童虐待防止法の制定や要保護児童対策協議会の設置など、各種子育て支援策の取組みにより、それまで水面下に隠れていたものが、関係者の努力で表出するようになったことも考慮して見る必要はあります。しかしながら、そのことを差し引きましても、年間に6万件を超える相談件数は、子育て環境の悪化を如実に示しているものと思われる。

現在、宮崎県内には56箇所の「子育て支援センター」や「子育て広場」があり、それぞれの地域で子育て支援に懸命に取り組んでいます。しかしながら、子育て支援の先進県である熊本県や山口県、富山県などに比べると、子育て支援関係者による団体の組織化は遅れていました。これまでは県主催の研修会に年1回参加するだけで、地域の子育て支援は、子育て支援センターや子育て広場による個々の取組みでは限界があります。これからは、自己研鑽に励むとともに、地域の保育所や幼稚園をはじめ、子どもに関係する機関との密接な情報交換や緊密な連携のもとに、地域ぐるみで取り組むことが重要です。幸いにも宮崎県では、平成23年に「未来みやざき子育て県民運動推進協議会」を立ち上げ、県民ぐるみの子育て支援を推進されることになりました。この動きに呼応するかたちで、宮崎県内の子育て支援センター関係者の皆様に呼びかけ、平成23年10月17日に宮崎県子育て支援連絡協議会を結成し、子育て支援関係者の情報交換や研修をスタートさせました。

また、これからの子育て支援は、親の子育てを単に「支援」するだけでなく、親の「育ち」にも視点をあてた子育て支援活動が肝要だと思います。本セミナー参加者の皆様には、子育て支援制度改定の動向を踏まえながら、先進地の活動や取組みに学びつつ、子育て支援関係者同士の相互交流を深めていただき、それぞれの地域における「子育て文化」の再構築を図るきっかけにさせていただきたいものです。

結びに、本セミナーの開催にあたり、共催団体として全面的にご支援、ご協力をくださいました地元宮崎県保育連盟連合会をはじめ、ご後援、ご協賛くださいました関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。全国セミナー開催のご挨拶といたします。

祝 辞



宮崎市長 戸敷 正

「第4回子育て支援センター全国セミナー2013 in 宮崎」が、全国各地から関係者の皆様多数ご出席のもと、盛大に開催されますことをお喜び申し上げますとともに、緑あふれる太陽都市宮崎にお越しいただき、40万人市民を代表しまして心から歓迎申し上げます。また、本セミナーの開催にご尽力された関係各位の皆様に深く感謝申し上げます。

さて、少子・高齢化時代を迎え、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変動し、子育ての知恵を共有することが困難な現代社会は、いじめの問題や児童虐待など多くの課題に直面しています。このような中、平成24年8月に子ども・子育て支援関連3法が成立し、子育てのシステムが大きく変わろうとしています。新しい制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本とし、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、社会全体で子育て家庭を支援する体制づくりが必要となってまいります。

本市では、32か所の地域子育て支援センターを設置するほか、小学校就学前の乳幼児医療費の無料化や予防接種の助成拡大など、子育て世代が安心して子どもを産み、育てることができるよう子育て支援の充実に努めているところです。

子どもは地域の宝「財産」という考えのもとに、次世代を担う子どもたちが、郷土を愛し、夢を抱くことができるよう、感性豊かな「みやざきっ子」の育成に努め、子どもを中心とした対面型の地域コミュニティづくりを推進しております。

最後に、日頃から、それぞれの地域で子育て支援に多大なるご尽力をいただいている皆様に、深く感謝の意と敬意を表しますとともに、本セミナーの成功と皆様の益々のご活躍を心からお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。

大会日程 2日間の日程

10/31 木	1日目	11/1 金	2日目
12:00	受付	8:00	早朝セミナー
12:15	オープニング	9:15	早朝セミナー終了
13:00	開会式	9:30	分科会
	・主催者挨拶・来賓挨拶 ・来賓紹介 ・日程説明	12:00	分科会終了
13:30	行政説明		昼食・休憩
14:15	特別講演 子どもの育ちと家庭支援の課題 高橋 史朗 氏	13:00	全体集会 ・分科会報告・みやざき宣言
15:45	休憩	13:30	全体集会終了
16:00	シンポジウム	13:45	記念講演 子育ては自然にかえれ 巷野 悟郎 氏
18:00	交流会開場	15:15	閉会式
18:30	交流会開宴 アトラクション 歌手 うらり / URALi	15:30	閉会式終了

交流会のご案内

- 18:00 開場
- 18:30 開宴

- アトラクション 歌手 うらり / URALi

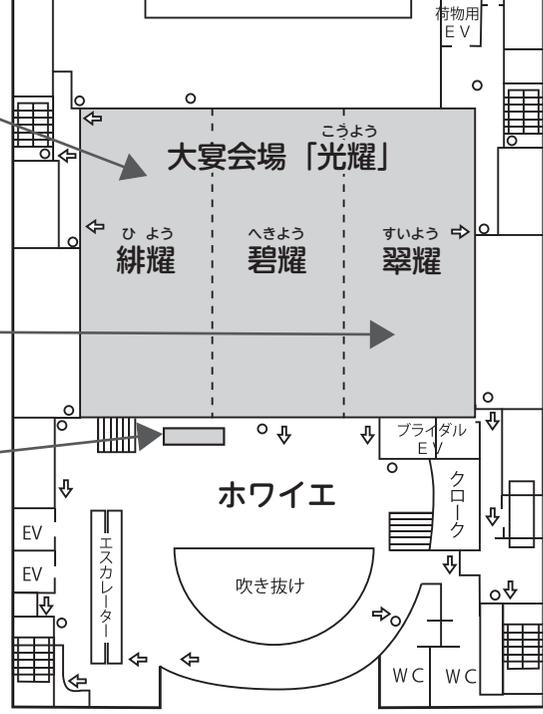
会場のご案内

<緋・碧耀>
 【10/31】
 開会式・特別講演・
 シンポジウム・交流会
 【11/1】
 早朝セミナー1 会場
 分科会2 会場
 全体集会・記念講演・閉会式

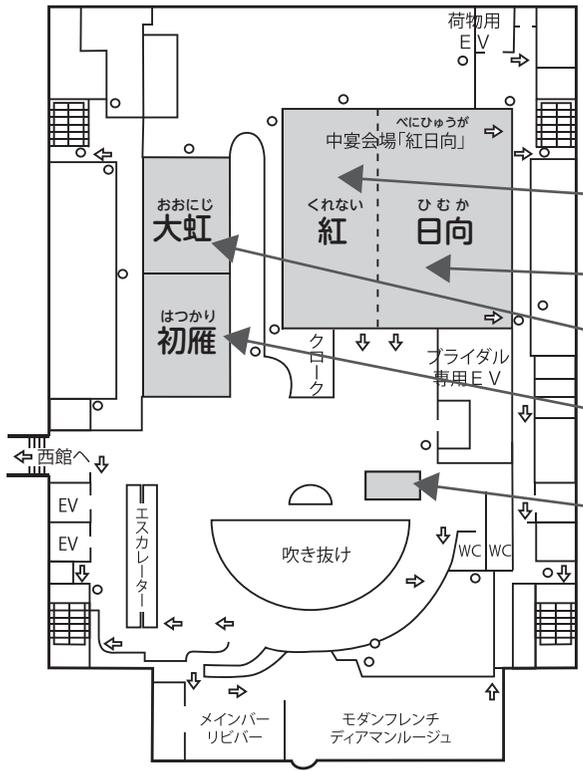
<翠耀>
 【11/1】
 早朝セミナー2 会場
 分科会6 会場

分科会2・6
 お弁当渡し (ホワイエ)

東館 3階フロア



東館 2階フロア

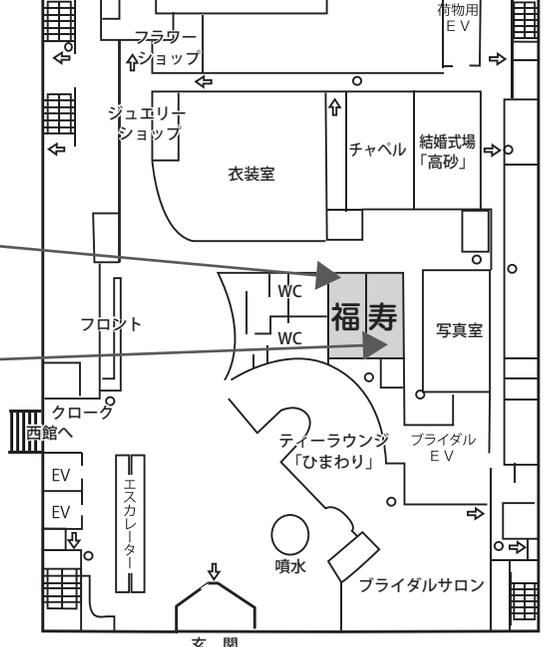


- 分科会1会場 (紅)
- 分科会5会場 (日向)
- 分科会4会場 (大虹)
- 分科会3会場 (初雁)
- 分科会1・3・4・5
お弁当渡し(ロビー)

【10/31・11/1】
 大会事務局 (福)

【10/31・11/1】 控室 (寿)

東館 1階フロア



行政説明

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
総務課 少子化対策企画室 室長
竹林 悟史

10/31

13:30~

木

地域子育て支援拠点事業の 概要と展望

平成25年10月31日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課 少子化対策企画室

目次

I. 地域子育て支援拠点事業の概要	2
II. 子ども・子育て支援新制度の概要と地域子育て支援拠点事業の今後の課題	12
III. 参考資料	29

I. 地域子育て支援拠点事業の概要

2

地域子育て支援拠点事業

背景

- 3歳未満児の約7～8割は
家庭で子育て
- 核家族化、地域のつながりの希薄化
- 男性の子育てへの関わりが少ない
- 児童数の減少

課題

- 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- 子どもの多様な大人・子ども
との関わりが減

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる場を提供

地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、
子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

事業内容

- ① 交流の場の提供・交流促進
- ② 子育てに関する相談・援助
- ③ 地域の子育て関連情報提供
- ④ 子育て・子育て支援に関する講習等

機能強化

(財団法人等による)

- ① 子育て関連事業の利用に
あたっての支援する取組
- ② 地域における親・子の育
ちを支援する取組



地域で子育てを支える

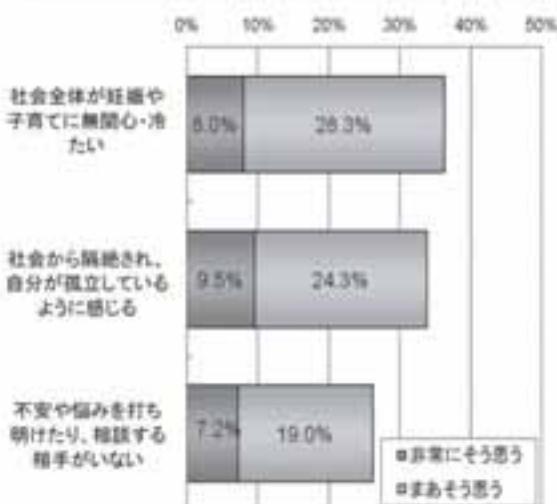
平成24年度実施方針
(交付決定ベース)
五、実施計画

3

孤立化する子育てと負担感の増大

妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識

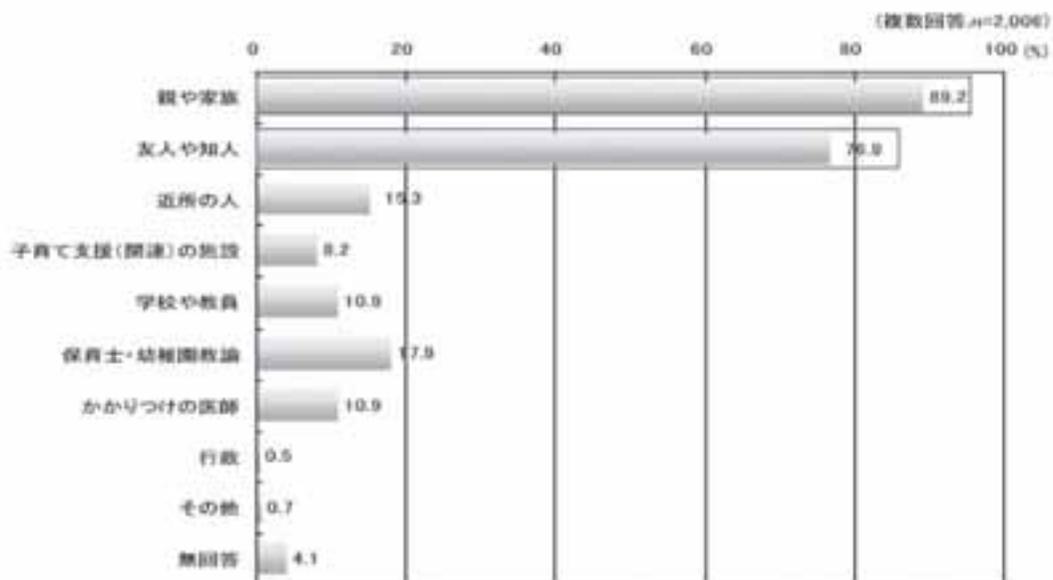
専業主婦家庭の方が、子育ての負担が大きいと感じる者の割合が高い。



資料：財団法人子ども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(2011年)

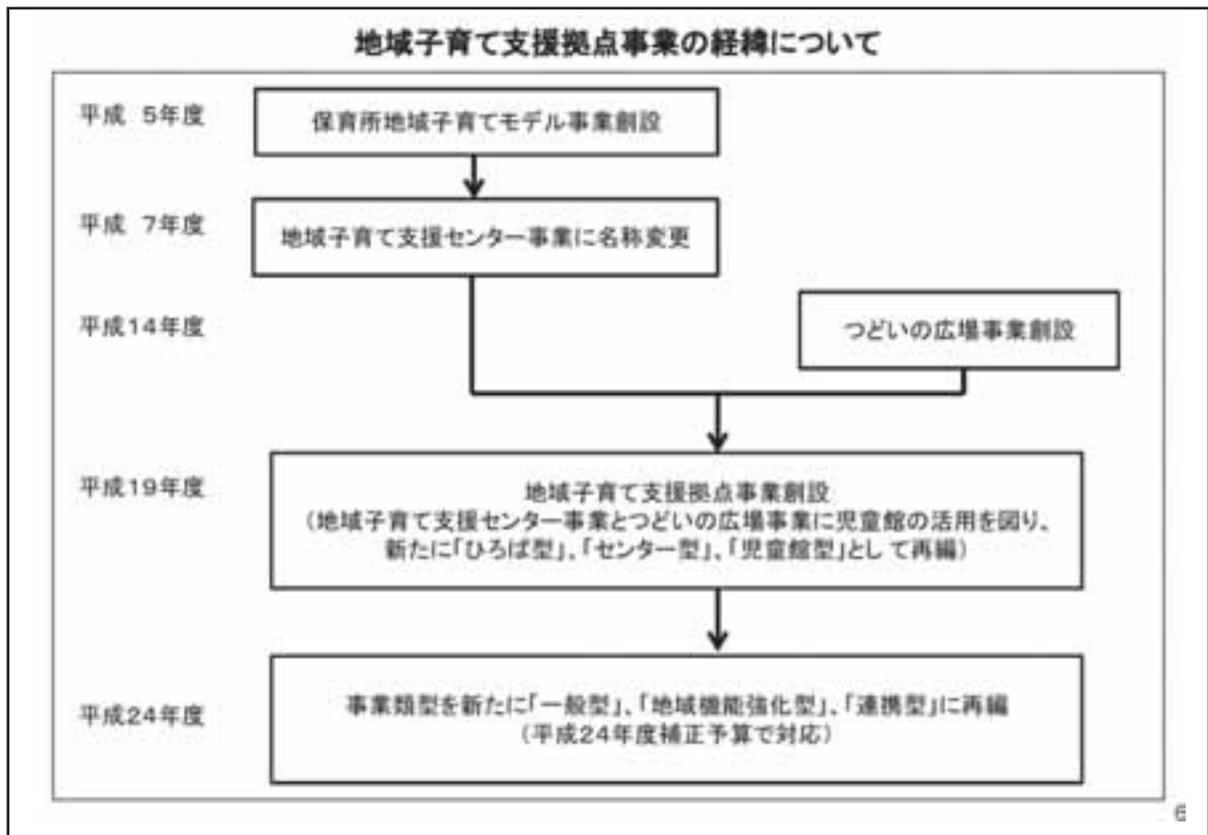
(資料)財団法人子ども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)

気軽に子育てについて相談できる相手先



※子どもがいる者で相談できる相手がいるものを対象とした質問

内閣府「少子化施策利用者意向調査の構築に向けた調査」(平成21年3月)

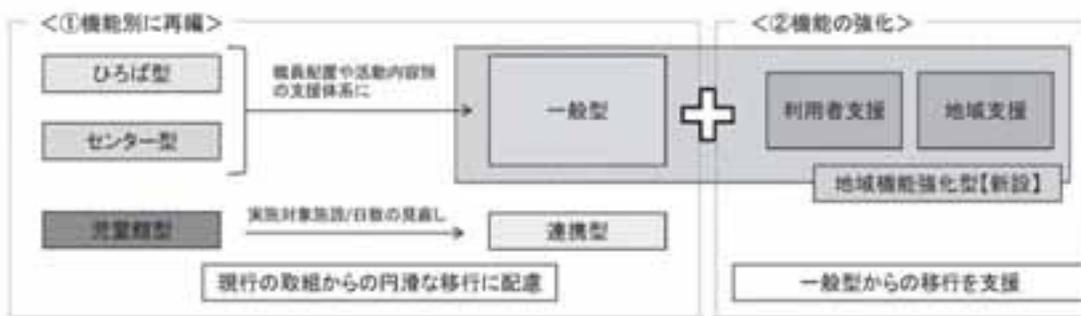


地域子育て支援拠点事業の充実について

- ・ 地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組としてその拡充を図ってきた。
 - ・ 「子ども・子育てビジョン」においても、1万か所（中学校区に1か所）の設置を目標として掲げ、重点的に取組を推進。一 地域子育て支援拠点事業として事業開始から5年が経過し、実施形態の多様化。
 - ・ 更に、昨年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択が出来るよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う「利用者支援」が法定化。
- こうした状況を踏まえ、平成25年度（平成24年度補正予算で安心子ども基金の事業として組替）より、以下二点を実施し、事業の更なる拡充を図る。

- ①機能別に再編：従来の「ひろば型」・「センター型」を「一般型」に再編し、職員配置や活動内容に応じた支援の仕組みとする。（「児童館型」は「連携型」として実施対象施設を見直し。）
- ②機能の強化：「利用者支援」・「地域支援」を行う「地域機能強化型」を創設する。

【再編のイメージ】



地域子育て支援拠点事業の概要 ① 【一般型・連携型】

- 「ひろば型」・「センター型」ともに実施形態が多様化。（交流・相談双方を重視する形態など）
 - 「ひろば型」及び「センター型」を統合し「一般型」に再編
 - ・ 職員の配置状況、開所日数、取組内容等を考慮した支援の仕組み。（実施レベルが高い施設により手厚い支援。）
 - ・ 拠点施設において地域の子育て支援事業を一体的に実施している場合に加算。
- きめ細かな対応と子ども・子育てビジョン達成に向けて着実な事業の推進。
 - 「児童館型」を「連携型」に再編
 - ・ 児童館を始め子育て関連施設で実施。（→多様なニーズに対して支援。）
 - ・ 開所日数等を考慮した支援の仕組み。（実施レベルが高い施設により手厚い支援。）

	一般型	連携型
種別	単独の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館施設等を中心として子育て支援に関する施設に隣接する取組を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	※共同・特別員を含む。 （社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②地域の子育て関連機関の連携	①子育て等に関する施設・団体の実施 ②子育て及び子育て支援に関する施設等の実施
実施形態	①一泊の事業を子育て親子が思い、申し込みを要しない形態の中で設け、地区に交流を図る取組の場を設けて実施 ②一泊以上の事業を実施する場合は、申し込みを要する形態とする ※一泊以上の事業を実施している場合は、週1～4回、1泊2時間以上、開所日数4日以上、開所日数4日以上	①一泊の事業を児童館施設等で実施する子育て中の保護者や関係者スタッフに実施 ②一泊以上の事業を実施する場合は、申し込みを要する形態とする ※一泊以上の事業を実施している場合は、週1～4回、1泊2時間以上、開所日数4日以上
従事員	子育て支援に関して専任があり、子育てに関する知識・経験を有する者（3名以上）	子育て支援に関して専任があり、子育てに関する知識・経験を有する者1名以上に加え児童館施設等の職員が協力して実施
実施場所	食育所、公民館施設等スペース、施設型空き店舗、民家、マシソン・アパートの一室等も活用	児童館施設等
開所日数等	週3～4日、週5日、週6～7日、1泊2時間以上	週3～4日、週5～7日、1泊2時間以上

地域子育て支援拠点事業の概要 ② 【地域機能強化型】	
<p>○交流・相談などの基本事業を通じて得られた子育て親子とのつながりや相談援助の取組をもとに、①「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行への準備、②地域の子育て力の低下に対応するための「地域の子育て・子育て」の支援の両面を充実。</p> <p>一 「地域機能強化型」を創設＝「利用者支援機能」・「地域支援機能」を付加</p> <p>【利用者支援】 子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などを実施し、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行を図る。</p> <p>【地域支援】 世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働などを実施し、地域での子育て支援の基盤の構築・再生。</p> <p>【専門性の強化対策】 職員の質の確保のための専門性の強化対策にかかる経費を補助額に上乗せ。</p> <p style="text-align: right;">※新制度施行後は、「利用者支援」「地域支援」両方を扱うことを想定</p>	
地域機能強化型	
種別	子ども・子育て支援新制度の円滑な施行を見据えて利用者支援体制の構築を行うとともに、地域において子育ての育ちを支援する地域との協力体制の強化を実施
実施主体	市町村(特別区を含む) (社会福祉法人、NPO法人、児童事業推進等への委託等も可)
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する調査等の実施
実施内容	①～④の事業の実施に加え、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の資源など種から情報の集約・提供を行う「利用者支援」ともして、親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域のボランティアとの協働などを行う「地域支援」を実施
実施期間	①児童福祉法上の規定 ②国等・地方自治体間の協働による事業の実施に関する規定 ③国等・地方自治体間の協働による事業の実施に関する規定 ④国等・地方自治体間の協働による事業の実施に関する規定
従事者	育児・保育等について能力の知識・経験を有し、地域の子育て事情が社会常識に精通する者(3名以上、ただし利用者支援を実施する場合には2名以上)
実施場所	市町村、児童館などの児童福祉施設等が地域社会に密着した場所で実施
経費負担等	国3割、道1割、市町村1割(国庫補助金)



Ⅱ. 子ども・子育て支援新制度の概要と 地域子育て支援拠点事業の今後の課題

12

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

＊地域型保育給付は、都市部における持機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



13

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務



14

子ども・子育て会議について

○平成25年4月に内閣府に設置。

○委員

- ・25人以内で組織。
- ・子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命。

○役割

- ・会議は、子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議する。

子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項の主な内容

- ・基本指針の調査審議
- ・認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の調査審議
- ・特定教育・保育施設の基準の調査審議
- ・特定地域型保育事業者の基準の調査審議
- ・施設型給付費、特例施設型給付費の額の算定基準の調査審議
- ・地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の額の算定基準の調査審議

など

- ・会議は、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べるができる。
- ・会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べるができる。

15

子ども・子育て会議 委員及び専門委員

○子ども・子育て会議 委員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授	佐藤 秀樹	全国保育協議会副会長
荒木 向子	全国国公立幼稚園長会会長	佐藤 博樹	東京大学大学院情報学環教授
大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院教授	菅家 功	日本労働組合総連合会副事務局長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長	高尾 剛正	一般社団法人日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部長
尾崎 正直	高知県知事	月本 喜久	全日本私立幼稚園PTA連合会副会長
尾身 朝子	東京商工会議所人口政策委員会委員	古渡 一秀	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
柏女 登峰	淑徳大学総合福祉学部教授	北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
橋原 淳信	全国私立保育園連盟副会長	宮下ちづ子	公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長
清原 慶子	三鷹市長	◎熊藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
駒崎 弘樹	全国小規模保育協議会理事長	吉田 大樹	NPO法人ファザリング・ジャパン代表理事
小室 淑恵	株式会社ワーク・ライフ・バランス代表取締役社長	吉原 健	社会福祉法人東京聖労院顧問
藤原 智子	読売新聞東京本社社会保障部次長	渡邊 廣吉	前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長
坂崎 隆浩	日本保育協会理事		聖蹟町長

○子ども・子育て会議 専門委員

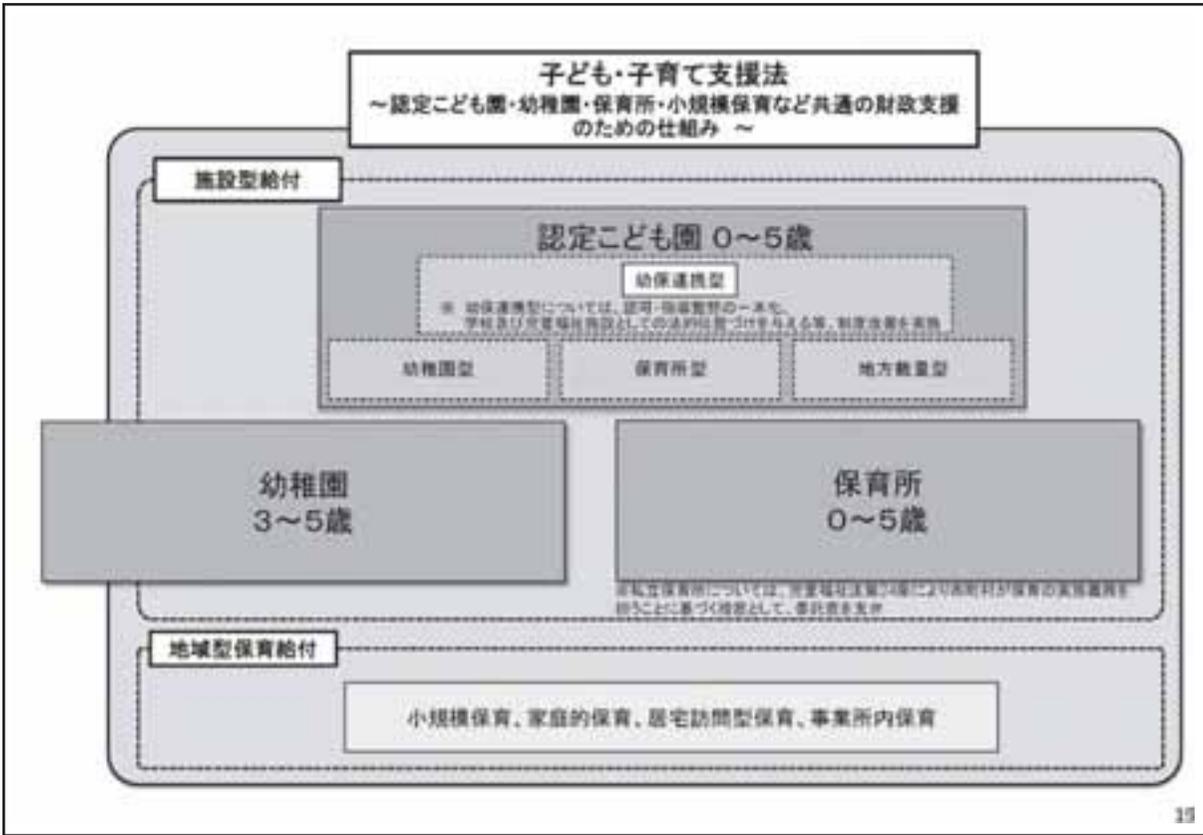
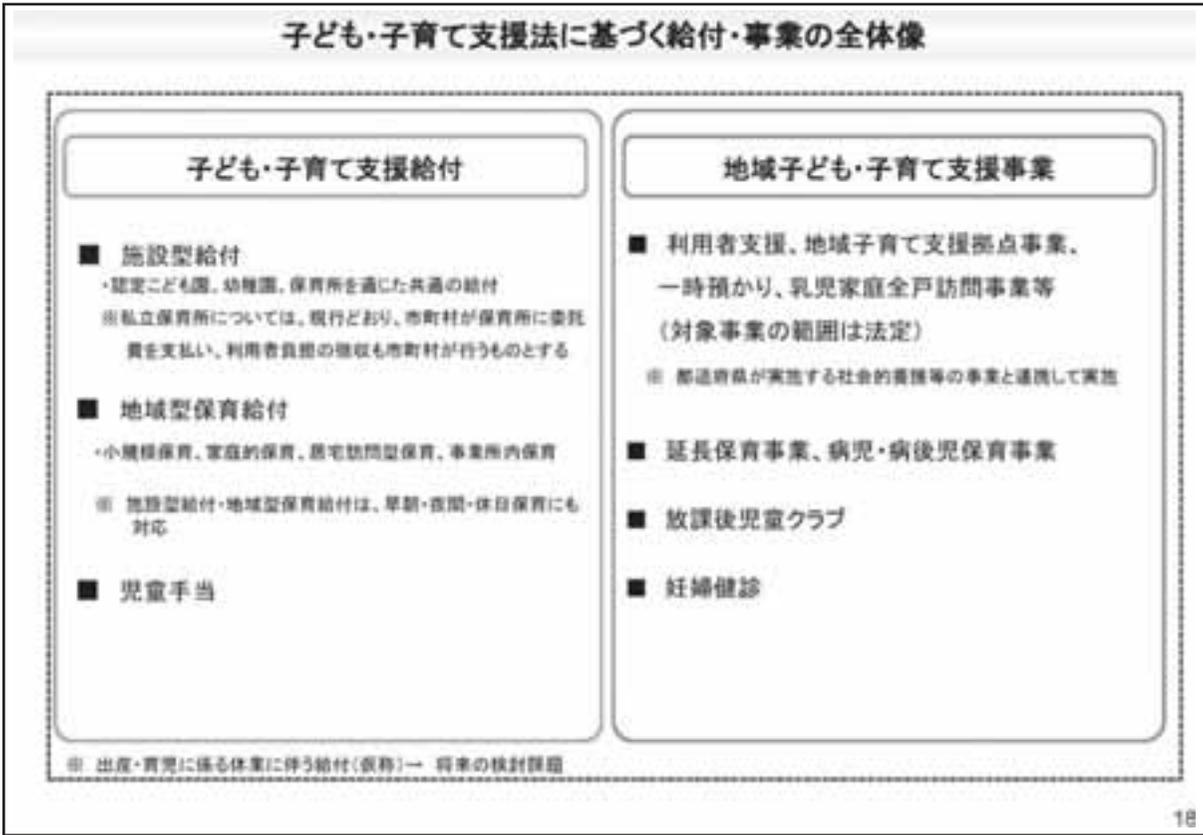
稲見 誠	一般社団法人全国病児保育協議会会長	坂本 秀美	公益社団法人全国保育サービス協会理事
今村 定臣	公益社団法人日本医師会常任理事	鈴木 達子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
内田 賢司	豊野市教育委員会教育長	澤川 良次	全国認定こども園連絡協議会会長
葛西 圭子	公益社団法人日本助産師会専務理事	山口 洋	一般社団法人日本こども育成協議会副会長

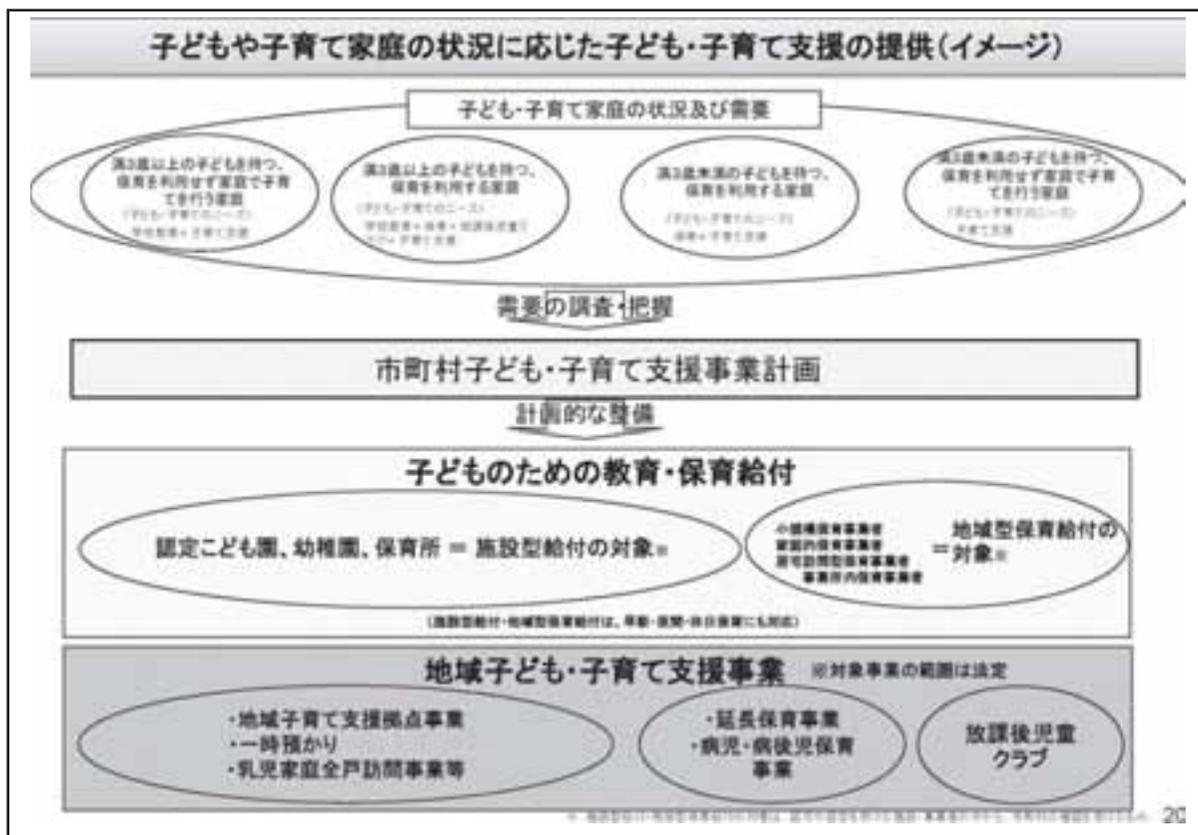
(50音順)
 (平成25年4月9日付発令)
 ◎子ども・子育て会議会長、基準検討部会副会長

本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定) → 国で実施 ← 自治体で実施



(注1)消費税率の引き上げは、経済状況の材料が基幹とされている。
 (注2)本格施行の時期については、実際の消費税率引き上げ時期を踏まえて検討。
 (注3)地域子ども・子育て支援事業の開催では、施設運営型を事業実施の基準を条例で定める必要がある。





地域子育て支援拠点について

○地域子育て支援拠点事業については、全ての子ども・子育て家庭を対象とした重要な事業として、「子ども・子育て支援事業」として法定

→ 市町村事業計画に位置づけて計画的に拡充
※消費税財源により量拡充(10,000か所)

○新制度の給付・事業の導入に伴い、市町村の利用者支援が重要

→ ・具体的には、市町村が中心となり、都道府県(児童相談所など)や給付・事業の主体、地域子育て支援拠点事業など多様な主体と連携し、地域の子ども・子育て家庭を支援する。

・特に、地域子育て支援拠点事業では、子育て家庭に身近な立場から、個々の事情に応じた、利用支援の役割を果たすことが強く期待される。そのため、地域子育て支援拠点事業に地域の子育て資源に精通した「子育て支援コーディネーター」(仮称)を配置するなど、市町村の利用支援の体制づくりが必要である。

→ 修正協議の結果、利用者支援の重要性が高いことから、「子ども・子育て支援事業」の対象事業として明記

21

地域子育て支援拠点事業の今後の課題について

○地域子育て支援拠点事業の事業類型の機能別再編と自治体における事業化
【平成25年度～(平成24年度補正予算に計上)】

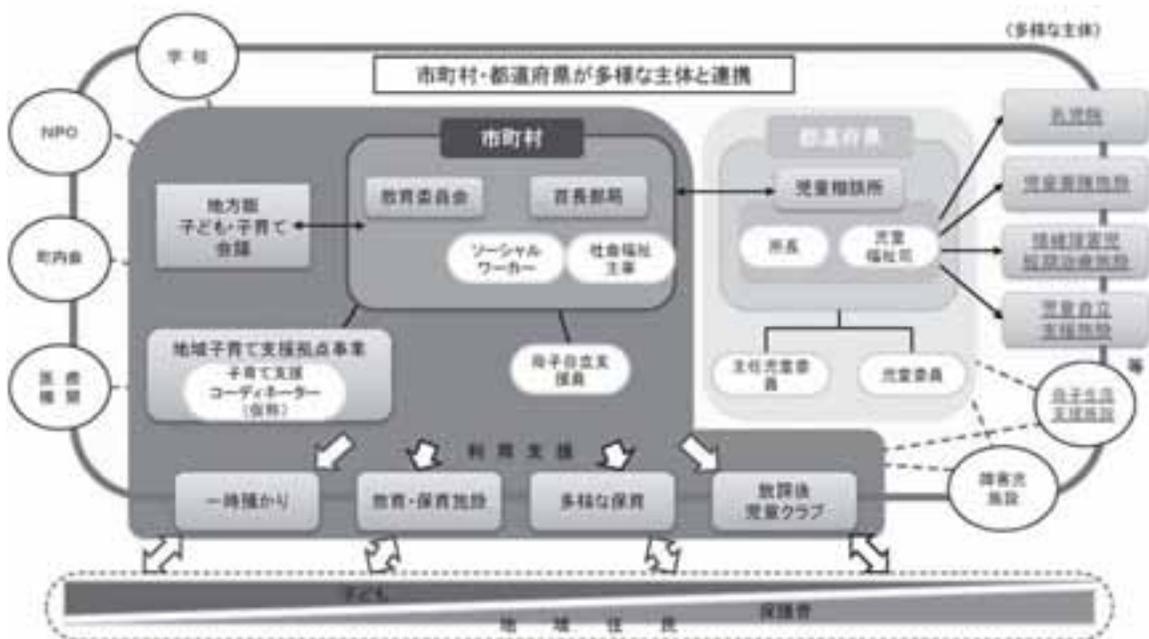
※子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のため、平成24年度補正予算において、安心子ども基金に移行して、拡充。

○子ども・子育て支援新制度への対応

- ・地域子ども・子育て支援事業として、しっかりと市町村子ども・子育て支援事業計画に位置づけ、住民を理解を得て拡充
- ・「利用者支援」の実施
- ・その他の地域子ども・子育て支援事業等の実施
- ・地方版子ども・子育て会議等を通じた自治体の計画作りへの関与

○人材確保・養成／資質の向上

利用支援のイメージ



安定財源の確保

- 消費税の使い道を子育てにも拡大
 - 国分の消費税収の使い道を、現在の高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)から、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大。
- 消費税率5%引き上げにより社会保障の充実の財源に充てられる2.7兆円のうち、0.7兆円程度が子ども・子育て支援の充実のための財源に。

- 子ども・子育て支援の充実のための0.7兆円程度の内訳
 - 保育等の量の拡充(最優先課題である待機児童解消等)、質の改善(職員配置の改善・処遇改善等)に充当。
 - 具体的な充当方法については、今後、内閣府の「子ども・子育て会議」(平成25年4月設置)などにおける議論を踏まえ検討。

- 0.7兆円程度以外の0.3兆円超程度の確保の課題
 - 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要。今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超の財源確保が課題。
 - 社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分) (抄)
 - (平成24年8月15日 自由民主党・公明党・民進党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間合意)
 - 二. 社会保障改革関連5法案について
 - (1) 子育て関連の3法案の修正等
 - ⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。
 - 歳出は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努めるものとする。
 - ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、歳入はその確保に最大限努力するものとする。
 - 子ども・子育て支援法(抄)
 - 附 則
 - (財源の確保)
 - 第2条 歳入は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

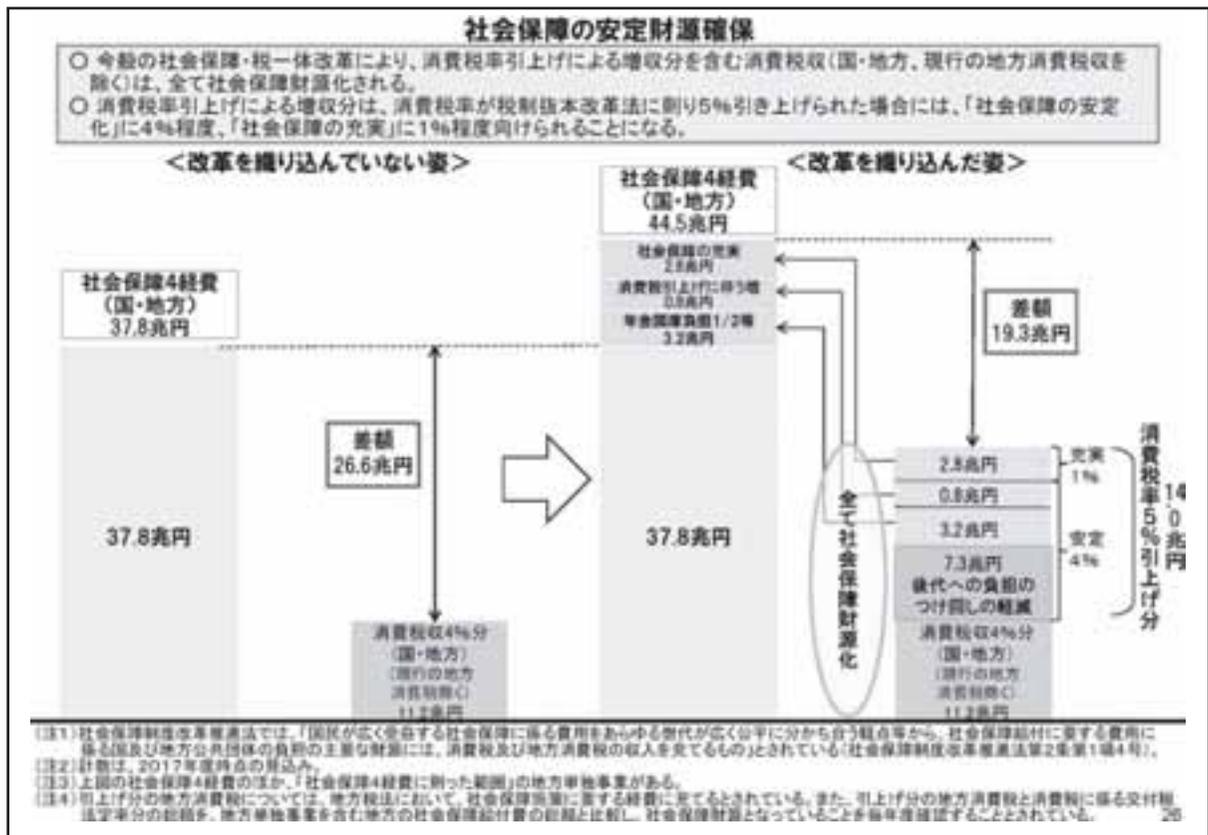
社会保障・税一体改革による社会保障の充実

※ 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けてのこととなり、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

子ども・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上) - 子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実 - 「待機児童解消加速化プラン」の実施 - 新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業 - 社会的養育の充実 <p style="text-align: right;">など</p>	0.7兆円程度
医療・介護	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療・介護サービスの提供体制改革 <ul style="list-style-type: none"> ① 病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 <ul style="list-style-type: none"> - 病床の機能分化と連携を進め、急性から回復期(リハビリ)、在宅までの流れをスムーズにしていることで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。 - 在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。 - 医師、看護師等の医療従事者を確保する。 (新たな財源支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応のあり方の検討・必要な措置) ② 地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> - 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一元的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。 1) 医療と介護の連携、2) 生活支援・介護予防の基盤整備 ※ 認知症施策、3) 地域の実情に応じた要支援者への支援の実施、4) テレヘルプの推進等 <p style="text-align: right;">など</p> </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療・介護保険制度の改革 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療保険制度の財政基盤の安定化 <ul style="list-style-type: none"> - 低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の拡大(国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関する改革の前提として行われる財政支援の拡充を含む) - 協賛けんぽに対する医療補助 ② 保険料に係る国民の負担に関する公平の確保 <ul style="list-style-type: none"> - 国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充 - 保険料軽減支援金の全額財源割当の導入 ③ 保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等 <ul style="list-style-type: none"> - 低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し - 医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの入院・入退院に関する給付の見直し ④ 介護給付の重点化・効率化 <ul style="list-style-type: none"> - 一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し ⑤ 介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化 <p style="text-align: right;">など</p> </div> </div>	1.5兆円程度 <small>当充実と並んで、効率化を併せて実施</small>
年金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> - 低所得高齢者・障害者等への福祉的給付 - 受給資格期間の短縮 - 遺族年金の父子家庭への拡大 	0.6兆円程度

所要額(公費※)合計 = **2.8兆円程度** ※ 消費税引上げによる増収分

* 2017年度時点では、3.7兆円程度の見込み。
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿



平成26年度における社会保障の充実に係る事項要求の考え方について(案) (厚生労働省・内閣府)

○ 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けてのことであり、平成26年度の増収額(5.1兆円程度(案))については、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等(2.95兆円程度)による社会保障の安定化のほか、0.5兆円程度を「社会保障の充実」に充てる。

○ 以下の内容は、現時点の厚生労働省・内閣府の考え方を示すものであり、今後の予算編成過程で引き続き検討・調整を行う。

子ども・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子供実態調査追加調査プラン」の推進 ・25年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することとし、新制度の移行を待たずに、25・26年度で約20万人分を確保する。 ○ 新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業(子ども・子育て支援法附則) ○ 社会的養護の充実 	～0.3兆円程度～
医療・介護	<p>① 医療・介護サービスの提供体制改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等> ○ 病体の機能分化と連携を進め、急性から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにいくことで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。 ○ 在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。 ○ 医師、看護師等の医療従事者を確保する。 <p><地域包括ケアシステムの構築></p> <p>介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するための取組を行う。</p>	～0.1兆円程度～
	<p>② 医療保険制度改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充 ※保険料の軽減対象者を更に広げた保険者への財政支援の拡充についても今後実施する予定(1,700億円程度) 低所得者に配慮しつつ行う高齢者療養費の見直し(27年1月実施) 	600億円程度 50億円程度
	<p>③ 難病・心身障害者特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立</p> <p>難病対策に係る都道府県の経済負担の軽減を図るとともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立する。(27年1月実施)</p>	～300億円程度～
年金	遺族年金の父子家庭への拡大	10億円程度
合計		0.5兆円程度

※1 このほか、消費税率引上げに伴う社会保障支出の増についても、予算編成過程で検討。

※2 上記の数字は消費(国及び地方の合計額)であり、国及び地方の内訳については、予算編成過程で検討するが、現行制度における国と地方の負担割合は、全体として、子ども・子育て分野では概ね1:1、医療保険分野では概ね2:1、介護分野では概ね1:1となっている。

子ども・子育て支援の充実

I. 「特種児童解消加速化プラン」の推進

○子ども・子育て支援新制度の施行(27年度予定)を待たずに、「緊急集中取組期間」(25・26年度)で約20万人分、潜在ニーズを含め、保育ニーズのピークを迎える20年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、特種児童の解消を目指す。



○消費税財源を活用して以下を実施し、意欲ある地方自治体を強力に支援。(☆はII. 保育緊急確保事業として実施)

- 小規模保育、家庭内保育、幼稚園の長時間預かり保育や、認可を目指す認可外保育施設への支援 ☆
- 保育の量拡大に対応した保育所運営費の確保 ■保育士確保対策(処遇改善) ☆ ■利用者支援 ☆ 等

※加速化プランの推進に必要な保育所整備費等についても、別途適切に確保

II. 保育緊急確保事業

○子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、特種児童の多い市町村等が取り組む保育その他の子ども・子育て支援に関する事業を支援(子ども・子育て支援法附則第10条)

1 「特種児童解消加速化プラン」の推進 (上記1)

2 新制度に基づく事業の先行的な支援

新制度の下で市町村が実施する、地域子育て支援拠点事業など、地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援。

- 地域子育て支援拠点事業 ■一時預かり事業 ■ファミリー・サポート・センター事業
- 社員後児童クラブの充実(開所時間の延長の促進(小1の登の解消)) 等

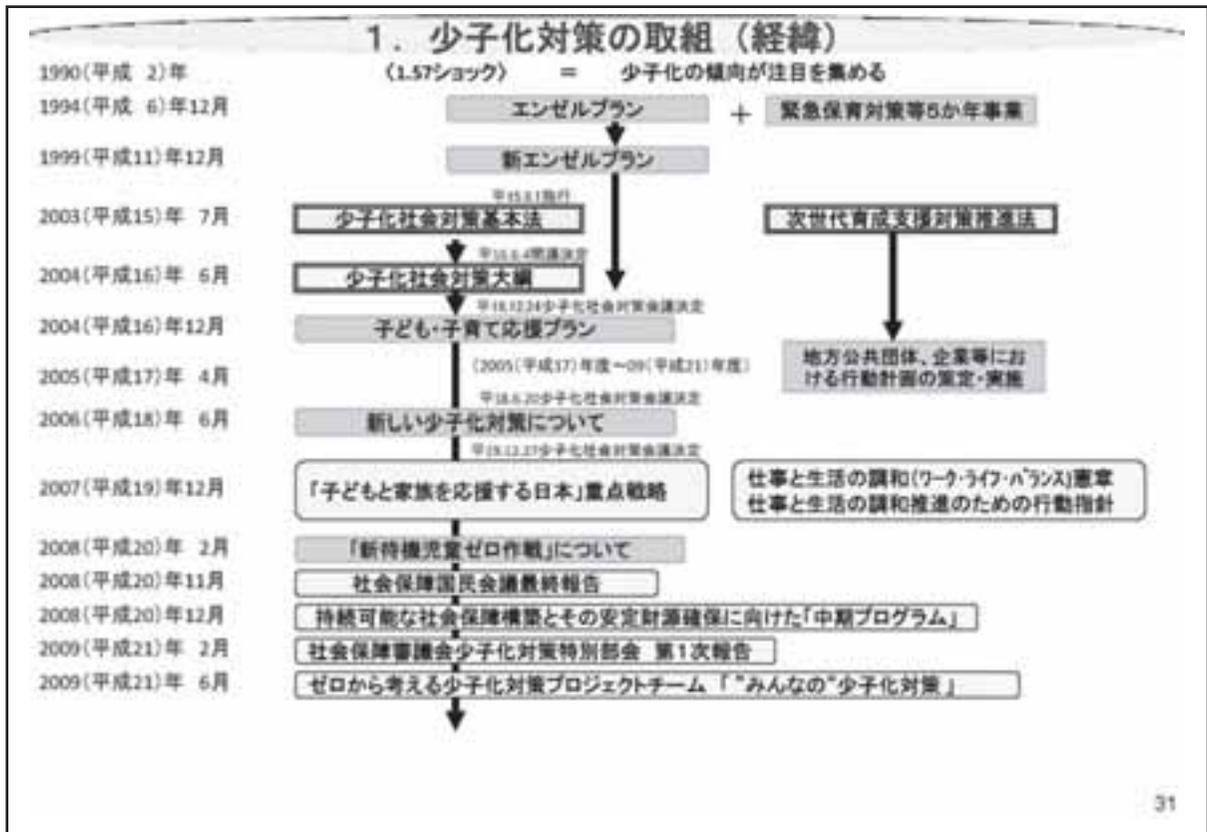
III. 社会的養護の充実

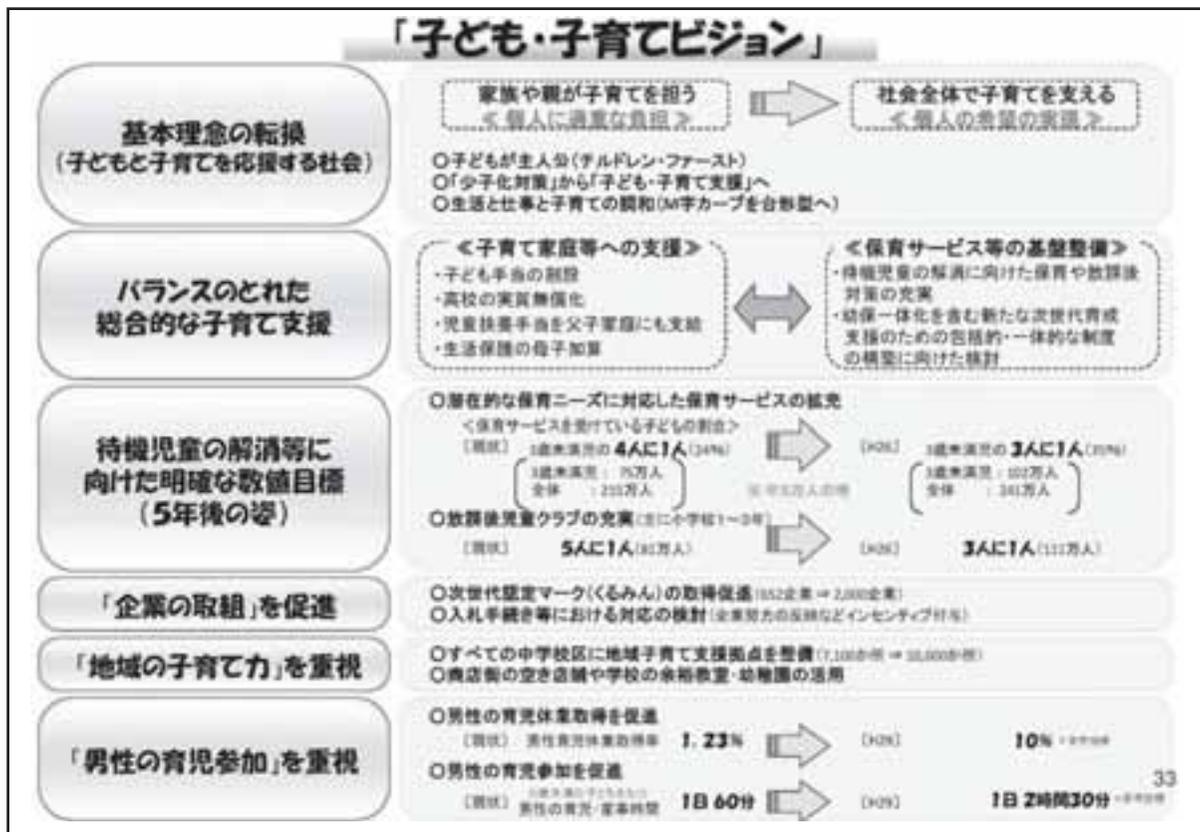
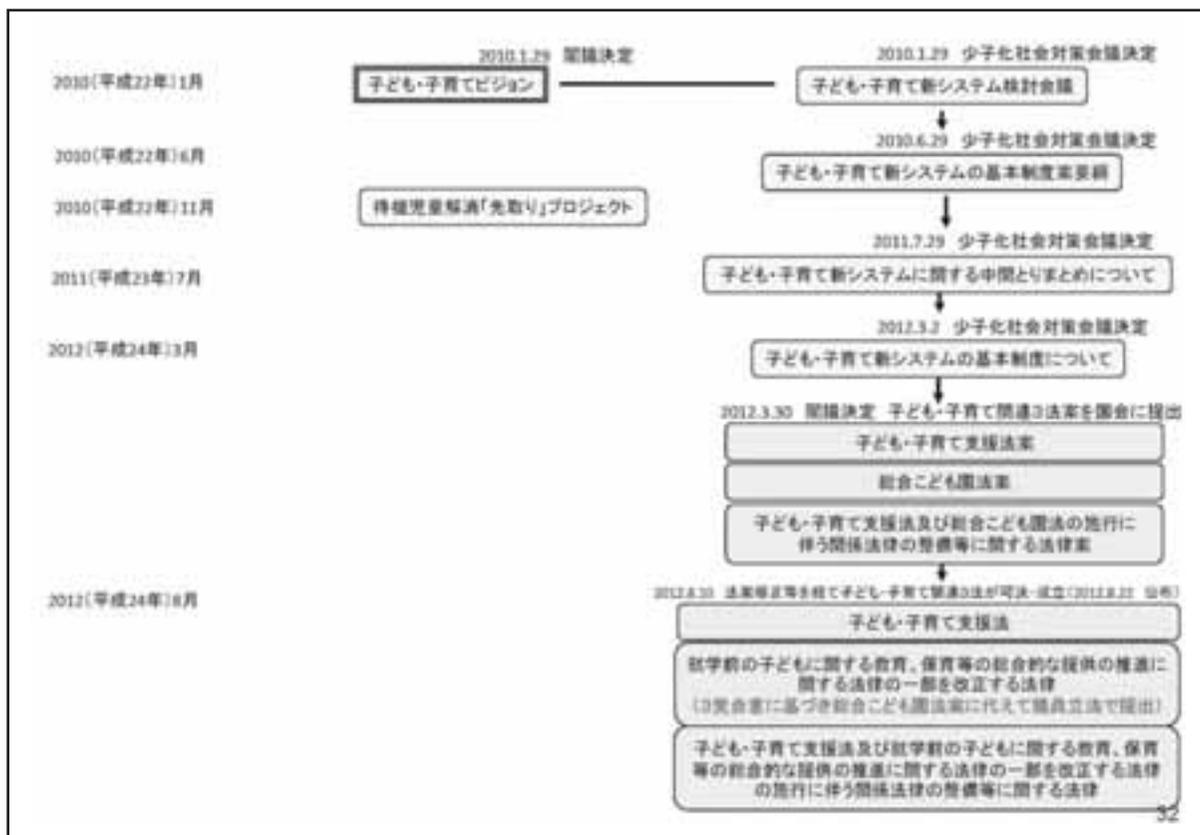
- 児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)
- 児童養護施設等での家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム)の推進

28

III. 参考資料

29



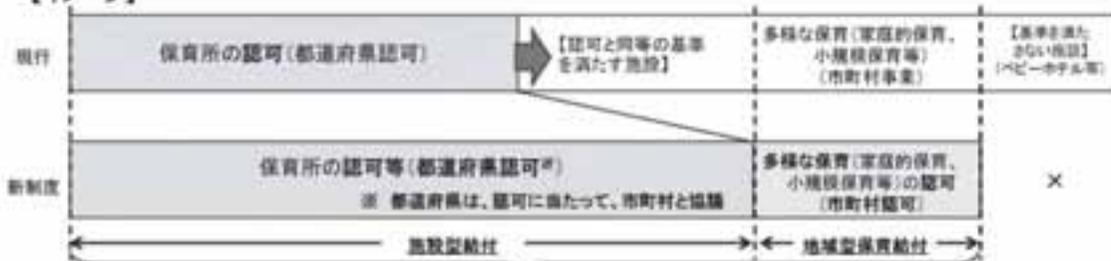


保育に関する認可制度の改善等について

【基本的な考え方】

- 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
 - ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信頼、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- その際、都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。
- 市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。
- 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

【イメージ】

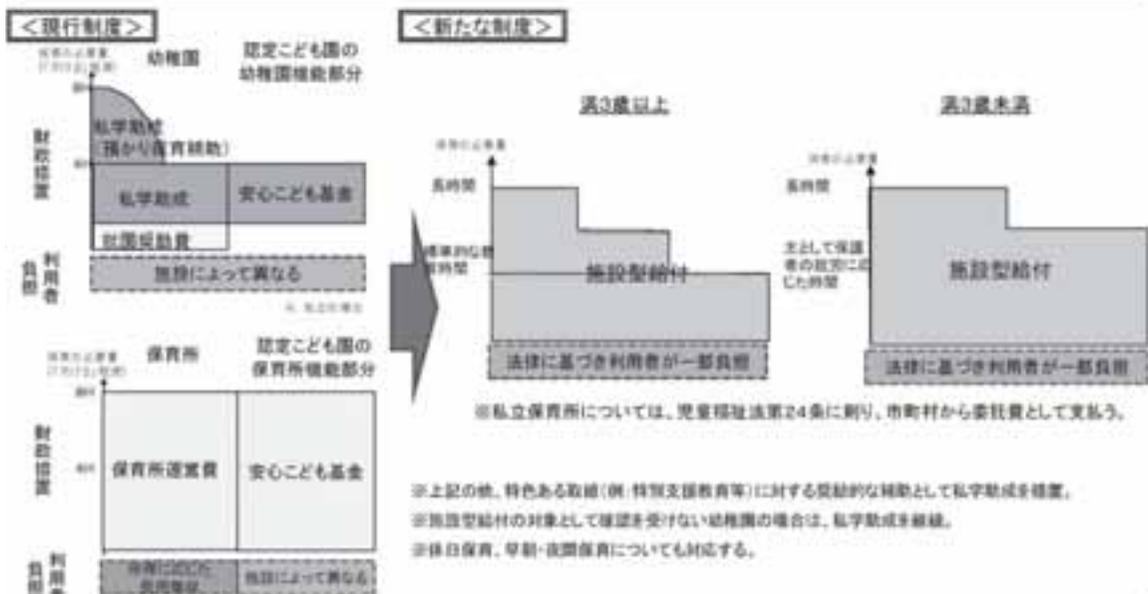


認可を受けた施設、事業は、市町村による定員を定めた上での確認を得て、対象施設・事業となる(私立保育所は委託費)。
 ※認定こども園についても、改善後の保育所に関する認可制度と同様の認定・認可の仕組みとする。

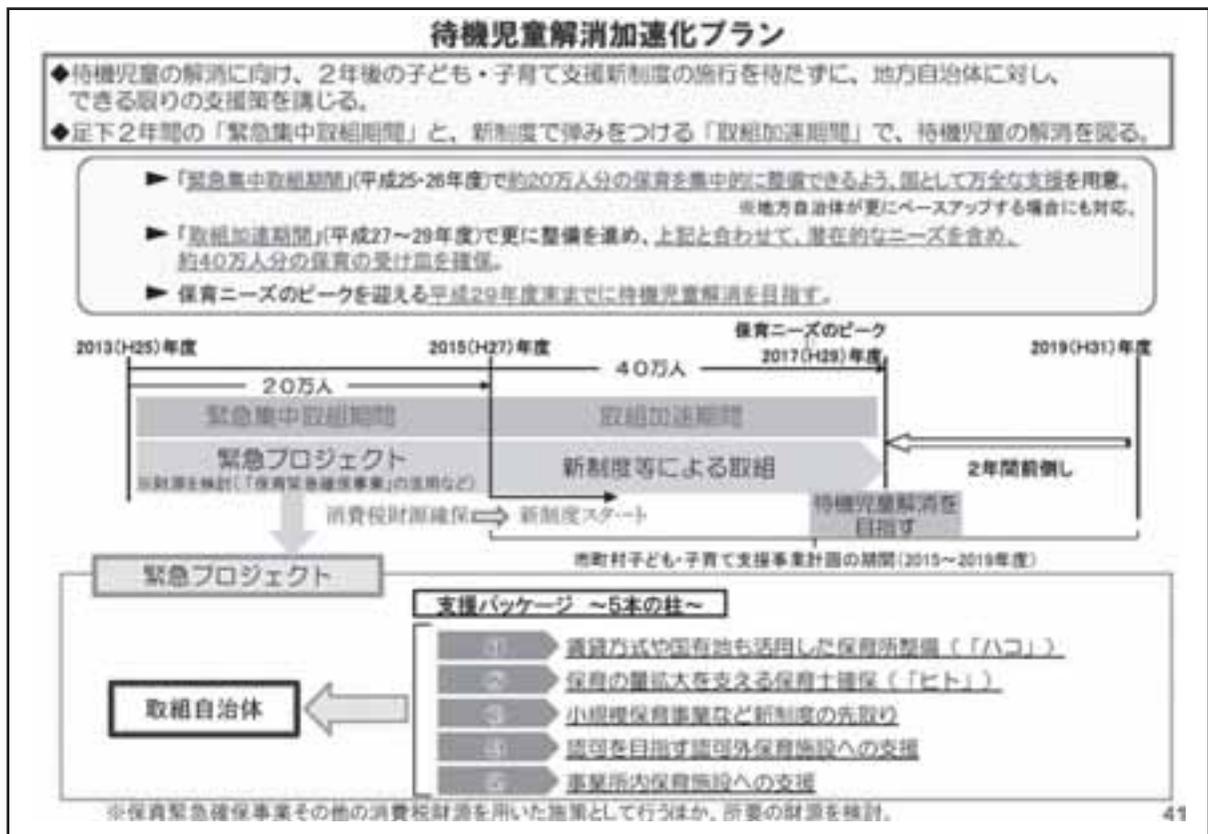
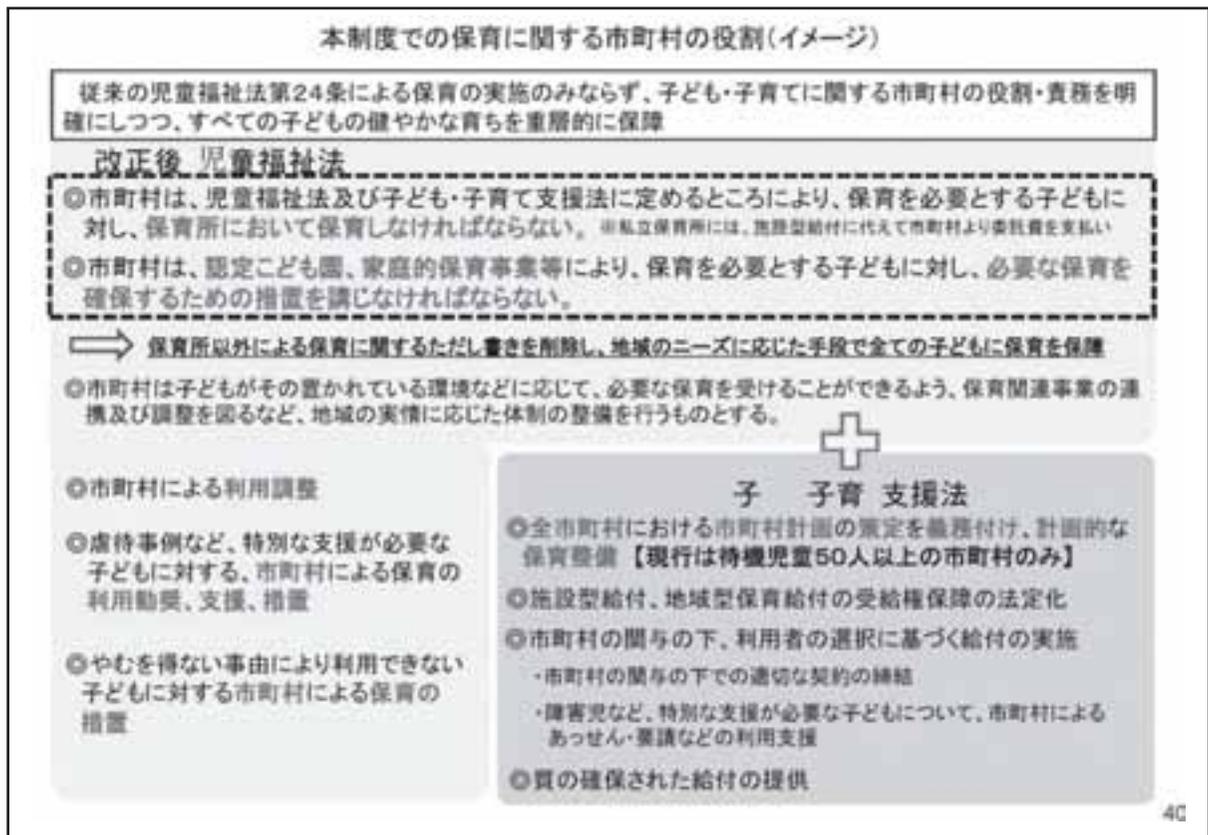
36

施設型給付の創設

- 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。
 - a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 - b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



37



緊急プロジェクト（平成25・26年度）

コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援（市町村の手上げ方式）
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～

<計画の策定>

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量

取組自治体

支援パッケージ

↕

国

パッケージによる財政的支援

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）**
 - > 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
 - > 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
 - > 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。
- ② 保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）**
 - > 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を助けるための処遇改善。
 - > 認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援。
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り**
 - > 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
 - > 利用者支援の先取り実施（保護者と適切な施設・事業の結び付け）。
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援**
 - > 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。
- ⑤ 事業所内保育施設への支援**
 - > 企業からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子を半数以上」とする助成要件を緩和する。

42

待機児童解消加速化 支援

○ 潜在ニーズも含めた待機児童の解消を強力に進めるため、潜在ニーズも含めた待機児童の解消に意欲のある自治体の手上げ方式により、以下の支援策を総合的に実施。（その他、所要の保育所運営費も確保）

～5本の柱～

〔注〕以下については、国段階で想定しているものであり、今後変更があり得る。

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】 <small>〔施設整備費〕</small> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所緊急整備事業 ○ 改修費・賃借料等 ○ 賃貸物件を活用した保育所整備事業 ● 小規模保育施設促進事業〔注〕 ● 幼稚園預かり保育改修事業 ● 家庭的保育改修事業 ○ 土地等の確保 ● 民有地マッチング事業 ○ 国有地、公有地の活用 	3. 小規模保育事業など新制度の先取り <small>〔小規模保育運営支援事業〕</small> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設型小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下の施設）への運営費支援〔注〕 ○ グループ型小規模保育事業（複数の保育ママが同一の場で実施）への運営費支援 ○ 長時間預かり保育支援事業 ● 幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援 ○ 利用者支援の強化に向けた専任職員配置〔注〕
2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】 <small>〔保育士確保施策〕</small> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士養成施設新規卒業者の確保 ○ 保育士の就業継続支援 ○ 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置 ● 再就職研修の実施 ● 職員用宿舎借り上げ支援 ○ 保育士の資格取得と継続雇用の支援 ○ 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援 ○ 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付 ○ 保育士の処遇改善 ○ 保育士の処遇改善 	4. 認可を目指す認可外保育施設への支援 <small>〔整備費支援〕</small> <ul style="list-style-type: none"> ● 改修費、賃借料等〔注〕 ○ 運営費支援 ○ 一定程度の基準を満たした施設への運営費支援 ○ 移転費支援 ○ 認可化移行可能性調査費 ○ 移転費用、仮設費用等〔注〕 ○ 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援【再掲】
5. 事業所内保育施設への支援 ○ 助成要件を緩和〔注〕	

保育の量的拡大と質の確保

〔注〕1) ⑤、事業所内保育施設への支援は労働保険特別会計、その他の事業は安心こども基金により実施。
 〔注〕2) ②は財源を補正（保育緊急整備事業の活用など）〔改訂以降も同様〕

43

28

待機児童解消加速化 事業 具体的内容(補助)

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

○賃貸物件の活用等も含め、スピード感をもって都市部の整備を進める。

(1) 施設整備等補助関係

【補助概要】 認可保育所の施設整備費や、賃貸物件等を活用した施設の設置に必要な改修費・賃借料等の補助を行う。
 ※地方自治体に対する適切な配慮(財政力のある団体も含めた国庫補助率の暫定的な高上げ等)について検討中。

事業名	内容	備考
保育所緊急整備事業	認可保育所の施設整備費	平成24年度予算費で積み増し。 (土地取得補助加算の拡充(安心こども基金の要綱改正により対応))
賃貸物件を活用した保育所整備事業	賃貸物件を活用した保育所等の設置への支援	平成24年度予算費で積み増し
小規模保育施設促進事業	小規模保育(施設型)実施施設設置への支援	(新)
幼稚園預かり保育改善事業	幼稚園で行う長時間預かり保育のための改修等への支援	安心こども基金の要綱改正により対応
家庭的保育改善事業	家庭的保育(グループ型含む)の実施への支援	平成24年度補正予算で積み増し

(2) 民有地マッチング事業【安心こども基金の要綱改正により対応】

【補助概要】 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング(物件及び事業者の公募、選考、振り分け)を行う事業

【補助内容】 マッチングに必要な経費(賃金職員雇上費、広報費用、旅費、通信設備導入費等)

【補助対象】 市町村、市町村の委託を受けた者

【事業イメージ】

2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

○潜在保育士の獲得、保育士の処遇改善、認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援等を進める。

(1) 保育士確保施策

- ① 保育士養成施設新規卒業生の確保 [平成24年度補正予算で積み増し]
 - ・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取り組みへの助成
 - ・養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成
- ② 保育士の就業継続支援 [平成24年度補正予算で積み増し]
 - ・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ(リアリティショック)への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修費用の助成
 - ・保育所の管理者(所長等)に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用助成
- ③ 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置 [平成24年度補正予算で積み増し]
 - ・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援を行う「保育士・保育所支援センター」への助成(保育士・保育所支援センターの業務)
 - ・潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助成、保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職業体験など)等
 - ・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を通知する費用の助成
- ④ 潜在保育士の再就職を支援するため、現場復帰に必要な講座や施設実習を行う [安心こども基金の要綱改正により対応]
- ⑤ 職員用宿舎借り上げ支援 [安心こども基金の要綱改正により対応]
 - ・宿舎借り上げのための賃借料を補助

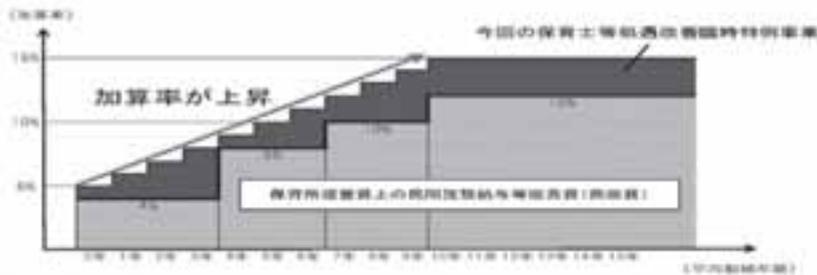
【イメージ】

(2) 保育士の資格取得と継続雇用の支援 【平成24年度補正予算で積み増し】

- ① 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援
 - ・認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に必要な費用(通信制保育士養成施設の受講料の1/2)、受講に伴う代経費を負担を助成する。
- ② 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付
 - ・保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。(卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除)
 - ※生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乗せ。
 - ※介護福祉士等の修学資金貸付と同様に、都道府県5-7歳児保育に貸付資金の補助

(3) 保育士の処遇改善 【平成24年度補正予算で積み増し】

- ・保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付。
- ※民間施設給与等の改善は、保育士等の平均勤続年数に比して加算率により私立保育所に対する保育所運営費を上乗せする仕組み。各保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実施報告を求めらる。



3. 小規模保育事業など新制度の先取り

○新制度の施行を見据えて、保育の量拡大に繋がる新制度の先取りとなる事業を実施。

新

(1) 小規模保育運営支援事業

【補助概要】 ・待機児童の大部分を占めている3歳未満児について、重点的に受け入れを増加させる。

①施設型小規模保育事業 (新)

現行、補助対象とならない利用定員6人以上19人以下の認可外保育施設について、新制度では地域型保育給付の対象となることから、待機児童の解消に向け、新制度の施行を待たずに、一定の基準を満たす施設に対して、運営費の補助を行う。

②グループ型小規模保育事業 【平成24年度補正予算で積み増し】

グループ型小規模保育の実施要件を満たすものに対して引き続き補助を行う。

新

(2) 長時間預かり保育支援事業 【安心こども基金の要綱改正により対応】

【補助概要】 ・幼稚園の人材・施設を活用し、預かり保育の拡充により待機児童の解消を図る。

【補助内容】 ・幼稚園の預かり保育は、共働き家庭の子どもについても一定程度受け入れていることから、保育所と同様に11時間園所を行う私立幼稚園の預かり保育に対し、運営費の補助を行う。

新

(3) 利用者支援 (新)

【補助概要】 ・子育て家庭が身近な場所で、子育て支援の給付・事業の中から適切に選択ができるように、地域の子育て支援の給付・事業の情報を集約、分かりやすく提供し、実際の利用に繋げていく。

【補助内容】 ・利用者支援を実施する専任の常勤職員の配置に必要な費用を支援。

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

○ 新制度上の給付対象となる認可保育所又は認定こども園への移行を目指す認可外保育施設に対して、以下の支援を実施。

〔補助要件〕

- ・認可保育所又は認定こども園への移行を希望する施設であること。
- ・ハード面は認可基準を満たす見込みがあり(整備費支援(4(1))等により満たす場合を含む)、ソフト面は認可基準上の必要人員数を満たすこと。(有資格者(保育士又は看護婦)比率は一定程度以上であること。)
- ・無資格従業員の資格取得計画を策定し、資格取得のため保育士養成校の受講をさせていること。(一 2(2)により支援)
- ・認可移行可能性調査を行っていること。(既存施設のみ) (一 4(3)により支援)

新

(1) 整備費支援 (原)

・認可基準を満たすために必要な、改修費・賃借料等の補助を行う。(間仕切り、スロープ、水廻りの改修費、賃借料等)

新

(2) 運営費支援 (安心こども基金の要綱改正により対応)

・補助要件を満たした認可外保育施設に対して運営費を補助。(有資格者比率は一定程度以上で可)

新

(3) 移行費支援

①認可化移行可能性調査費 (安心こども基金の要綱改正により対応)

- ・認可保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書を作成するための費用を助成
- ・計画書の作成後、認可保育所等に移行するまでの助言・指導するための費用を助成

②移転等支援事業 (原)

- ・移転に必要な経費への支援
- ・仮設設置支援(仮設設置が必要な場合)

48

5. 事業所内保育施設への支援

○事業所内保育施設は待機児童の減少にも貢献していることから、その充実を図るため、助成金の要件を緩和する。

(1) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の要件緩和

労働保険特別会計で実施 (要件緩和部分は〔原〕)

〔緩和の概要〕・事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の「自社労働者の子が半数以上いること」とする取付の助成要件を緩和する。

〔緩和の内容〕・事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、事業主等からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子が1人以上以上いること(雇用保険の被保険者の子が半数以上)」に緩和することにより、地域の待機児童受け入れに活用することを容易にする。

49



特別講演

『子どもの育ちと家庭支援の課題』

10/31

14:15~

木

講師 高橋 史朗 氏
(明星大学 教育学部教育学科 教授)

■講師プロフィール

高橋 史朗 氏 (たかはし しろう)

昭和25年生まれ。

早稲田大学大学院修了後、スタンフォード大学フーバー研究所客員研究員、政府の臨時教育審議会専門委員・少子化対策重点戦略検討会議分科会委員、自治省の青少年健全育成調査研究委員会座長、埼玉県教育委員長を経て、現在、明星大学教授、一般財団法人親学推進協会会長、政府の男女共同参画会議議員。

著書は「脳科学から見た日本の伝統的子育て」(モラロジー研究所) など多数。

Memo



シンポジウム

10/31

16:00~

木

テーマ

『新たな地域子育て支援のあり方を探る』

■シンポジスト

大方 美香 氏 (大阪総合保育大学 児童保育学部 学部長・教授)

松田 妙子 氏 (せたがや子育てネット 代表理事)

中川 美香 氏 (宮崎日日新聞文化部 次長)

中川 浩一 氏 (山口県子育て支援センター連絡会 会長)

■アドバイザー

竹林 悟史 氏 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 少子化対策企画室 室長)

■コーディネーター

村上 千幸 氏 (山東保育園 園長)

□シンポジストプロフィール

中川 美香 氏 (なかがわ みか)

宮崎県都城市生まれ。都城西高、神戸市外国語大学卒。1993年宮崎日日新聞社(宮崎市)に入社し、報道部、日南支社、文化部に勤務。現在は文化部次長として音楽・芸能、子育て・教育、若者情報など担当。2005年から100回以上続けた連載「ハロー！ベイビーズ～双子育児で見えたもの～」では、自身の双子出産(現在10歳)を機に周産期医療の現場や育児事情などを取材。その後単行本化した。これまでに日本看護学会など各種大会でパネリストや講師(講演)を務めたほか、日本多胎支援協会「虐待防止のための連携型多胎支援事業」推進委員なども経験。最近では2012年5月に創刊した「宮日こども新聞」担当デスクとして、子どもたちに新聞や活字を通して「生きる力」を育んでもらおうと奮闘中。

松田 妙子 氏 (まつだ たえこ)

1969年東京都渋谷区生まれ。

明治学院大学社会福祉学科卒業

財団法人日本育成協会こどもの城勤務(1992~1996)

三重県津市にて第1子出産後、赤ちゃんサロン立ち上げ。情報誌の発行。

2001年第2子出産後、東京都世田谷区にて「子育て支援グループ amigo」を立ち上げ。

2004年区内ネットワークを法人化、「NPO法人せたがや子育てネット」に。

支援者、支援グループ等のネットワーク、中間支援活動開始。

下北沢の商店街でコミュニティカフェを3年半運営。

2010年~UR都市機構と協働で芦花公園団地内の子育てびろば「キッズスペースぶりっじ」の運営。

主な講演内容は、当事者参加型のまちづくり、しかけづくりのコツ 保護者とのコミュニケーション 地域に根ざした子育て 乳幼児期の親の居場所づくり 地域における産前産後ケアの展開 など

大方 美香 氏(おおがた みか)

大阪総合保育大学大学院 教授

大阪府出身。聖和大学教育学部幼児教育学科卒業。曾根幼稚園勤務(1985年3月まで)。1987年3月、聖和大学院教育学研究科幼児教育学専攻修了(教育学修士)。2004年4月、大阪城南女子短期大学教授。2006年4月より大阪総合保育大学児童保育学部学部長・教授(現職)、2010年より大阪総合保育大学大学院教授(兼務)、大阪教育大学教員育成課程非常勤講師。自宅にて子育てサロン主催(1986年～現在)、子ども総合保育センターセンター長歴任、日本乳幼児教育学会常任理事歴任、全国ベビーシッター協会理事。

実践活動

<乳児保育><保育カリキュラム><子育て支援・保護者支援>

<子どもの「遊び」><幼稚園関係>

日本保育協会(全国)、大阪府、京都府、滋賀県、福井県、兵庫県、富山県、新潟県等、各都道府県市町村にて講演・研修。全国保育サービス協会研修会 他

委員等

大阪市福祉サービス第三者評価事業評価決定委員会委員長(児童福祉分野)、斑鳩町男女共同参画社会推進委員会委員、泉南市地域家庭教育推進協議会副委員長、枚方市健康福祉審議会委員長、大阪府人権教育審議会委員長、大阪府「こころの再生会議」大阪の100人、大阪府教育委員会のホームページに掲載、池田市子ども・子育て会議委員長、池田市子ども・奈良市子ども・子育て会議委員長・伊丹市学校教育審議会 他

中川 浩一 氏(なかがわ こういち)

1960年生まれ。下関市出身。大学卒業後勝山保育園勤務し現在は同園副園長 やまぐち子育て県民運動推進会議有識者メンバー・山口県子育て支援センター連絡会会長・「こどもなんでもネットワーク下関」事務局・「チャイルドラインしものせき」運営委員兼事務局長・日本保育協会「地域における子育て支援に関する調査研究委員会」委員・日本保育協会山口県支部副支部長 等。

□コーディネータープロフィール

村上 千幸 氏(むらかみ ちゆき)

<略歴>

昭和55年 社会福祉法人喜育園 山東保育園就職

平成元年 同上 園長就任

平成9年 熊本市子育てネット運営委員(～現在)

平成19年 日本保育協会調査研究委員(～現在)

平成24年 厚生労働省

利用者支援事業実施支援プログラム作成調査研究検討委員会委員

<著書等>

2008年 読売子育て応援団大賞受賞

2010年 エコスクール 国際認証グリーンフラッグ取得

2011年 くまもとストップ温暖化大賞受賞

2012年 「食育が子どもの未来を拓く」(エンタイトル出版)

「かしこい体の教科書」(ライフマイルエージ研究所)

2012年 低炭素杯2012「最優秀地域エコ活動賞」受賞

早朝セミナー①

児童虐待の予防と対策

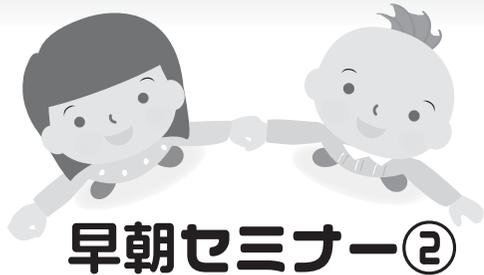
講師 二見 志信 氏
(みやざきママパパhappy代表)

□講師プロフィール

宮崎市在住 1歳9ヶ月と7歳の女の子の母親

- 特定非営利活動法人みやざきママパパhappy 理事長
- 特定非営利活動法人ドロップインセンター事務局スタッフ
- 特定非営利活動法人マミーズサミット・全国ネット 会員
- 特定非営利活動法人日本こどものための委員会……セカンドステップ指導員・親子塾責任者
- 特定非営利活動法人コミュニティ・カウンセリング・センター
……………Nobody's Perfect Japan認定ファシリテーター
- Oggi ヒューマンネット子育て支援プロジェクト
……………コモンセンスペアレンティング(幼児篇)指導者
- 宮崎市子ども・子育て会議 委員(2013年8月～)

〈別途配布資料〉



口腔は成長の履歴書

～ 大規模調査から見た口腔と成長の関係
そして食育の重要性 ～

講師 目良 誠 氏

(臨床歯科学生理研究所 所長・歯科医師)

□講師プロフィール

1977年 城西歯科(明海大学)卒業
 1978年 American Academy for Functional Ortodontics(米国・シカゴ)
 Chat Anthony Frank 歯科診療所勤務
 2002年 MSCJ デンタルクリニック開院(兵庫県芦屋市)
 透明なマウスピースによる矯正治療"ストレートライン"を考案
 2006年 ストレートラインの普及を目的に全国各地にてセミナー・講演会を開始
 2010年 MSCJ デンタルクリニックを西宮市に移転
 [著者]
 「CAPによる矯正歯科治療ー装置の概要と臨床ー」(東京臨床出版)
 「ストレートライン 臨床と装置の制作[成人矯正編]」(小児編も有)
 「緊急援助とボランティアールワンダから神戸へ」(河出書房新社) 他

講演趣旨

今夏 以下の仮説をもとにして 熊本県・福岡県・千葉県7保育園において500名の園児を対象として大規模調査を行った。

調査は、歯型の採取・運動能力テスト5種・足型採取・全身像の写真撮影及び保護者に対するアンケート調査及び保育士に対するアンケート調査。

我々が本調査に対する基本的な仮説として

1. 「成長の原則」から「口腔状態」を見ることにより成長の状況を見ることが出来る
2. 故に口腔の育成が身体の成長の基礎となる
3. 口腔の成長の為には「食育」が重要である
を前提とした調査であった。

今回、その調査報告を行うとともに食育及び口腔育成の重要性を解説し、また、大規模調査に引き続き行っている、「調査時に問題を発見した園児を対象とした保護者及び保育士に対する個別面談等」の結果から

口腔頸部の成長不足の見方

各種問題点への具体的な現場での対応例

食育の具体例 等々 現場で対応するより具体的な方法についてお話ししたい。

1970年代より子ども達の成長における問題点が指摘されてきたが、平成に入りその傾向はより一層悪化している。様々な調査によりその事実は明白であるが改善方法については手探りの状態が続いている。我々は、身体の構造と機能に焦点を当て、これまで語られることの少なかった口腔頸部の成長が身体の劣成長化に繋がっているのではないかと、そしてその改善には「食とくらし」へのアプローチが必要ではないかとこの前提に置いて調査を行った。「栄養」を中心とした食育ではなく「くらしの中の食育」について考えるきっかけとなれば幸いである。

分科会一覧

分科会	発表者			講師	座長	幹事	記録
第1	テーマ：児童虐待の防止に向け子育て不安家庭への支援を学ぶ						
	あおぞら 保育園 園長 平川 美智子	ふたば 保育園 園長 井上 留美	宮崎市 行政報告	宮崎県立看護大学 教授 花野 典子	おひさま保育園 園長 横山 槇子	ふたば保育園 主任保育士 松元 紗基子	おひさま保育園 園長 横山 槇子
第2	テーマ：新たな子育て支援拠点を提案する						
	千葉県 柏さかさい保育園 園長 中山 勲	(実践発表) 子育て支援センター おやこの森 主任 小澤 のり子	関西大学 人間健康学部 教授 山縣 文治	山口県 子育て支援センター 連絡会 会長 中川 浩一	おやこの森 職員 柳田 美穂	おやこの森 職員 柳田 美穂	
第3	テーマ：新たな地域子育て文化を創造する						
	(発表者なし) ・講演 ・グループ討議		関西大学 人間健康学部 教授 杉本 厚夫	Uビジョン研究所 理事 おやこの森 子育て支援専門員 松本 由美子	南さくら保育園 園長 崎村 尚子	おやこの森 ファミリーサポート担当 吉田 由紀子	
第4	テーマ：子どもの育ちとメディアの関係を考える						
	(発表者なし) ・講演 ・ワークショップ		子どもが未来 代表 古野 陽一	チャイルドライン みやざき 事務局長 後藤 幾子	NPO 法人みやざき子ども 文化センター代表理事 片野坂 千鶴子 子育てサロンどんぐり 代表 曾山 喜美 子育てアドバイザー 藤崎 路子	チャイルドライン みやざき 事務局長 後藤 幾子	
第5	テーマ：体験活動を通じた子育て支援に学ぶ						
	熊本県子育てネット 釦 幸美 浜本 愛香 田中 和美 清田 緑 ・グループ討議	日向・地域子育て 支援センター 保育士 高橋 丁子	(コーディネーター) 熊本県 山東保育園 園長 村上 千幸				日向・地域子育て 支援センター 保育士 高橋 丁子
第6	テーマ：マイ保育園・マイ支援センターをつくろう						
	富山県 石動西部保育園 園長 中西 千賀子	さくらんぼ保育園 主任保育士 松田 しのぶ	大阪総合保育大学 児童保育学部 学部長 教授 大方 美香	延岡子育て支援センター 「おやこの森」 副理事長 犬童 紀子 なかよし保育園 園長 玉村 キクエ			なかよし保育園 園長 玉村 キクエ



「児童虐待の防止に向け 子育て不安家庭への支援を学ぶ」

講師 花野 典子氏
(宮崎県立看護大学 教授)

□講師プロフィール

< 学 歴 >

昭和 47 年 3 月 東京女子医科大学看護短期大学卒業 (看護師免許取得)
 昭和 62 年 3 月 日本女子大学家政学部児童学科卒業 (幼稚園・小学校教諭第 1 種免許取得)
 平成 10 年 3 月 淑徳大学大学院社会福祉研究科社会学専攻修士課程修了
 平成 12 年 4 月 淑徳大学大学院社会学研究科社会学専攻後期課程入学
 平成 15 年 3 月 上記中途退学

< 職 歴 >

昭和 47 年 4 月 東京女子医科大学病院勤務
 昭和 52 年 4 月 福井県立短期大学 看護学科 助手 (小児看護学)
 昭和 55 年 4 月 日本看護協会 卒後教育部
 昭和 63 年 4 月 慈恵看護専門学校 小児看護専任教員
 平成 2 年 4 月 帝京平成短期大学 看護学科 (講師~助教授) (基礎看護学・小児看護学)
 平成 10 年 4 月 宮崎県立看護大学 家族看護学 (小児) 教授 現在に至る

現在は、講義および臨床実習指導 (県立宮崎病院・こども療育センター) にあたる。
 社会活動として、NPO 子ども虐待防止みやざきの会理事、日本小児看護学会査読委員、
 宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門部会副会長など
 大学における地域貢献事業として、大学及びきよたけ児童文化センターでおもちゃ広場を開催。
 研究テーマは障害児教育・子ども虐待防止・子育て支援など

< 主な著書・論文 >

疾病の成立と回復促進 (放送大学教材テキスト) 2004
 看護・介護・福祉の事典 朝倉書店 2006
 (論文) 子ども虐待を生んだ家族の要因と看護の役割 宮崎県立看護大学紀要 2000
 (論文) 子育て支援の指針に関する研究 宮崎県立看護大学紀要 2008 など

■座長・記録

横山 楨子 おひさま保育園 園長

■幹事

裕元 紗基子 ふたば保育園 主任保育士

■発表者

平川 美智子 あおぞら保育園 園長

井上 留美 ふたば保育園 園長

分科会1

**児童虐待の防止に向け
子育て不安家庭への支援を学ぶ**

**第4回 子育て支援センター
全国セミナー**



平成25年11月1日

担当: 宮崎県立看護大学
花野典子

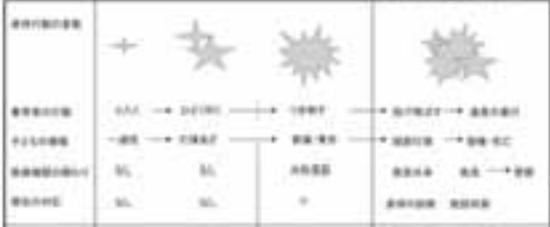
子ども虐待 (Maltreatment) のスペクトル



Abuse (虐待) を意味して虐待あるいは子どもの平過な扱い (Maltreatment) と呼ぶ
Abuse and Neglect と表現すること多い (キルソンの虐待学本より) 第1章第2

しつけ(親)と虐待
子どもにとって利益か不利益か
子どもが悲しい、つらい、傷しいと感じることは虐待
しつけは味方を見えなくてもできる
力で押しつけて押しつけるのは「しつけ」ではない

虐待発生の連続性 (虐待もDVもアディクション)
※addiction=習熟



虐待の種類	軽微な虐待	中等度の虐待	重度の虐待
虐待の発生	偶発的	反復的	持続的
子どもの被害	軽微	中等	重度
虐待の継続	短時間	長時間	長期
原因	偶発的	反復的	持続的
被害の程度	軽微	中等	重度
特徴	偶発的	反復的	持続的

虐待を生みやすい家族の要因

<親側の要因>

- 養育能力の問題 (知的障害, 未成熟, 育児負担が大きすぎたり援助者がいないなど)
- 夫婦の不和や家庭内の葛藤
- 緊張や葛藤を生じやすい親子家族, 多子家族, 単親家族
- 経済的困窮や不安定な経済状態
- 若年の妊娠・結婚・出産
- 親の心身の問題 (性格の偏り, アルコール依存症, 神経症や精神的障害, 人格障害など)
- 親自身の被害体験
- 社会的孤立 (家族, 近隣, 友人が近くにいない)

<子ども側の要因>

- 望まれない出生
- 育てにくい子 (低体重, 障害児, 発達障害, 多動児, 落ち着きがないなど)
- 親との分離 (出生時から入院などによって分離された子)

発達障害の概要

精神遅滞 (知的障害)	知的発達の遅れ 発達の順序は正常と同じだが, 年齢相応の水準に達していない
自閉症 アスペルガー症候群 (広汎性発達障害)	コミュニケーション・対人関係の質的障害 こだわり行動 (≠想像力の障害)
注意欠陥多動性障害	注意欠陥 and/or 多動性・衝動性
学習障害	全般的な知的水準は正常だが, 何らかの能力 (読み・書きなど) の能力が著しく劣る

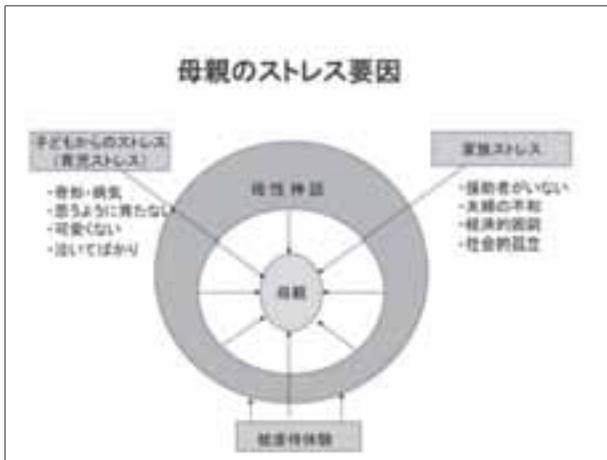
診断の功罪

注意力が散漫で, 落ち着きのない子ども, 現代の診断基準では, ADHDが想定されるが, 発達途上の子どもの診断は練習の刻となりうる。「診断」はごく一面的な特徴や問題点を表しているに過ぎない。「診断」はごく一部を表す, しかも一時的なものだ。子どもは絶えず成長し, 変化していく, あまり固定的な見方に囚われすぎず, その子自身をみてあげることが大切だと考える。それに, こうした診断名自体が, 10年もすれば, 変わってしまう可能性がある。

精神科医 岡田恒司『子どもの「心の病」を知る』P474新書

↓

早期診断・早期療育=よい環境が与えられ安心して育つ
子どもの育ちを保障すること



- ### 虐待を受けた子どもの特徴
- <行動面>**
- ・不登校、学業の問題(学業不振)
 - ・衝動統制の問題: 易興奮性、自傷行為、他害、暴力
 - ・反社会的行動: 行為障害、虚言、性的逸脱行動
 - ・非行(家出、万引きなど)低年齢から繰り返される単独非行
 - ・習癖の問題: こだわり、収集癖など
- <身体面>**
- ・身体発育の遅れ: 低身長、低体重、成長障害
 - ・食行動の問題: 過食、異食、食欲不振、盗食
 - ・腹痛、頭痛、夜尿、過尿、チック、不定愁訴などの身体症状
 - ・過食、抜毛
- <精神・神経面>**
- ・情緒発達遅れ
 - ・言語発達遅れ
 - ・睡眠障害: 不眠、夜泣き、夜驚、悪夢
 - ・落ち着きがない、注意集中力・持続力の低下、器動
 - ・不安、抑うつ、解離症状、強迫症状、対人恐怖などの神経症的症状
 - ・無気力、無表情
 - ・対人関係の問題: 不安定な対人関係、人との距離がないなど



児童虐待が脳に残す傷

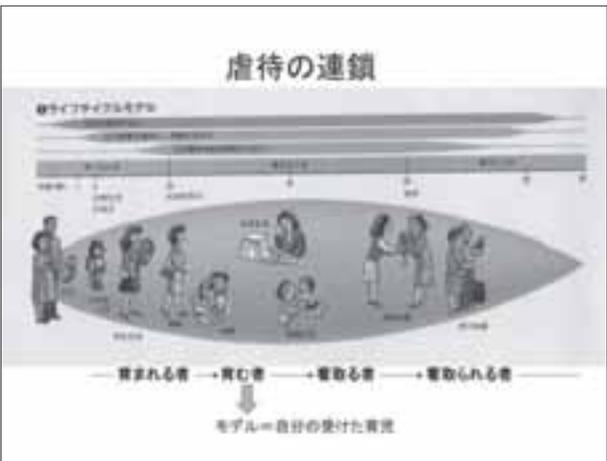
子どものときに強い虐待を受けると、脳の一部分がうまく発達できなくなってしまふ大人になってからも続く精神的トラブルはこれが原因のようだ

虐待、過激、偏愛、老幼逆など発達遅れ、虐待を受けた影響は思春期・青年期・壮年期にあらわれる
内的抑うつ状態、焦燥なこととひどく不安
自殺をたびたび考える
心的外傷後ストレス障害(PTSD)など

外的一環撃的・暴力的な反社会的行動
一時もじっとしていられない・多動性
器物乱用 など

研究チーム 本田明典氏 2006年

日経サイエンス 2002.6



子ども虐待対応フレームワーク

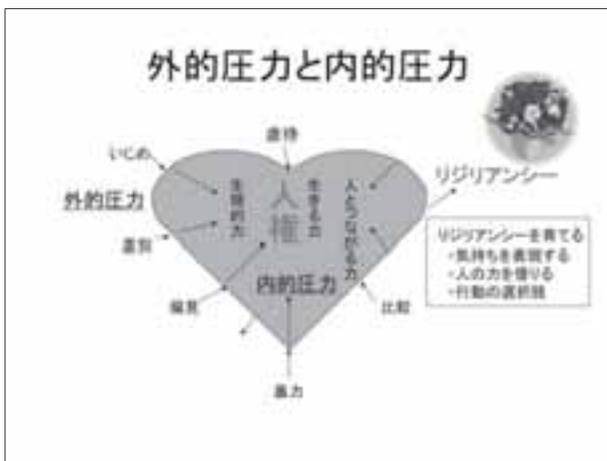
公衆衛生 | 子ども親 | エンパワメント

人権(生きる力)

公衆衛生: 普及性が求められる
保護者・児童福祉が充実して助けが必要なければならぬ
虐待する側の予防が重要

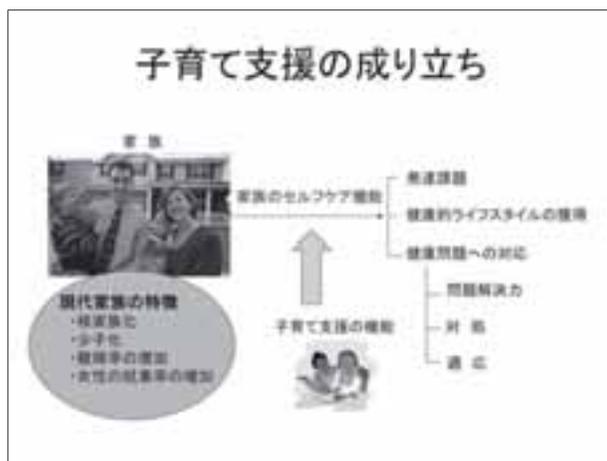
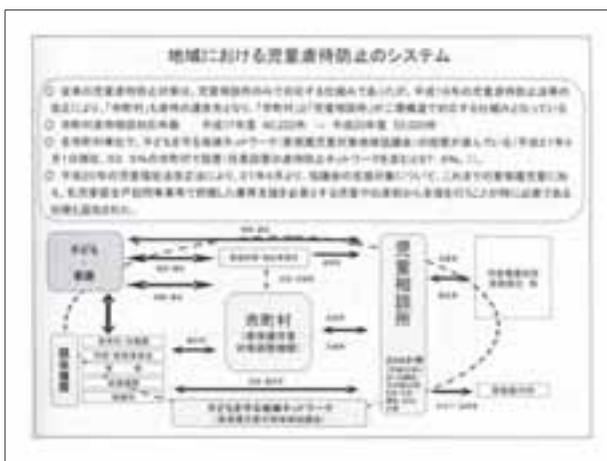
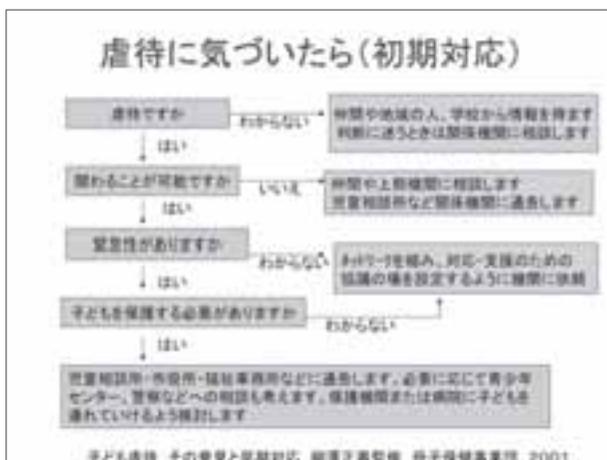
子ども親: 本人と子どもの両者の利益を考慮する
子どもの権利保障

エンパワメント: 誰もが持っている力を高めたり虐待を発生させない環境を作る



- ### DV相談を受けたとき、あなたにできること
- 1 彼女の話を信じて、聴くこと(傾聴、受容、共感)
 - 2 彼女の感情を受け止める。充分はなしてもらい、非難しない
 - 3 常識や何れの女性観を決して押し付けない
 - 4 暴力を受けている女性は「自分に落ち度があったから」と自己を責めている 場合が多いので、繰り返し「あなたは悪くない」「自分を責めないで」など 自己肯定できる言葉をかける
 - 5 彼女の問題は彼女だけの問題ではなく、社会的問題であることを認識できる 助けをする
 - 6 DV相談機関やシェルター、法律相談などの情報を適切に提供する
 - 7 相談者自身の能力の限界を自分で認識する
 - 8 彼女を救う役割をせず、彼女自身は彼女の人生の責任を取れるよう 勇気 づける
 - 9 彼女の「戻る決断」などに自分の失望感を押しつけない
- ウィメンズネット・こうべ 学習会資料

- ### 虐待に早く気づくために
- ★5つのポイント
- 虐待は「いつでも」「どこでも」「どんな人でも」
 - 「変だな?」と思ったら虐待を疑え(3つの変だな?)
 - ・子どもが何となく変だな
 - ・親のようすが変だな
 - ・状況が変だな
 - 虐待は「シロかクロか」ではない
 - 「そんなはずはない」と思っても一度は疑ってみる
 - 発見の瞬間から援助ははじまる
-





児童虐待に関する事例報告

社会福祉法人みやざき福祉園 あおぞら保育園
園長 平川 美智子

背景

- ・ T 5歳・男児（在園期間：平成22年11月1日～平成24年3月31日・2年4か月）
- ・ 母子世帯 家族構成：母・33歳 ・ 同居人 男性 35歳
- ・ 同居人からの身体的及び心理的虐待

保育園での関わり

- ・ 行動が荒く激しいので、ゆっくり丁寧な関わりを心掛け、保護者との連携を大切にしながら見守っていった。
- ・ 特に男性保育士に対して、甘えなのか我を通そうとし、注意されると「嫌だ！嫌だ！」と大声で泣いて暴れるので、別部屋に連れて行き、気持ちを落ち着かせるようにした。全職員での協力体制作り。
- ・ 3歳未満児クラスに行きたがるので、3歳未満児担任と連携しながらできるだけ好きな場所で過ごさせた。
- ・ (1月) 特に荒れていたため、主任保育士が母親と面談する。
- ・ (5月) Tが男性に殴られ右頬に青あざをつけて登園。主任保育士が母親へ聞き取り。園長が子ども課に連絡。
- ・ (8月) 母親両目周囲打撲跡 → 園長が聞き取り「11ヶ所くらい殴られた。友人の家にいる」
- ・ (9月) Tと母親は同居人の家を出て、2人の生活を始めるが、同居人と会った翌日は特に激しい行動が目立つ。
虐待行為についての見守りを続ける。
- ・ 入学後：保幼小連携会議出席時、様子を見に行く・きちんと椅子に座っていることができない様子。担任より、「虐待を受けている様子はない」との報告。
- ・ (秋) 保幼小連携行事で学校へ・静かに授業を受けていた。安定している様子。
- ・ (2年生) 特別支援学級に移る（他の保護者より）

他機関との連携

- ・ 子ども課係長に電話で経緯を伝える → 係長より子育て支援課へ連絡 → 子育て支援課2名来園。
- ・ 県児童相談所に連絡すると、その日の夕方に3名来園し、母親と面談。
- ・ 児童相談所にてケース会議・市子ども支援課・派出所警察官・地域主任児童委員・園長出席。
- ・ 入学を前に教育委員会の「就学前教育相談」を勧める。事前に園長が市児童相談係へ電話して、あらかじめ教育委員会への経緯説明を依頼。しかし、教育委員会とは繋がりが無いとの返答。しかし、母親の負担感（相談に行くまでの経緯を、最初から説明しないといけない等）や、説明の時間より相談の時間を多く持つ方が大切である旨伝え、一応伝えておくということであった。
- ・ なかなか市教育委員会からの連絡が来ず、母親も焦っている様子なので、児童相談所の発達相談の

機関を勧め、児相に電話をして日程調整。 検査結果「発達に問題はなし」

- ・教育委員会へ相談。母親の思いとは違い、IQテスト。
- ・児童相談所、地域派出所警察官来園が定期的に来園。
- ・(8月) 保幼小連携の一環として、入学予定小学校1年生担任2名来園(Tについて報告)
- ・(11月) 教育委員会から、「自閉症・情緒障害支援学級が適」との就学前診断結果が届く。
- ・(1月) 入学予定小学校へ面談に行く。校長先生から「こんな元気な子はたくさんいるから大丈夫」と言われ、母親は安心し普通学級入学を希望。
小学校より1年担任と養護教諭来園→夕方の戸外自由遊びを観察。現状や気になることを報告し、入学後の見守りを願う。

課題

- 机をひっくり返したり理由もなく物を投げたりする行動が続く中、担任はTにばかり手がかり他の園児にゆとりを持って保育ができないし、他の子どもに怪我をさせないか心配であると悩む日々。4・5歳混合クラスで28名。最低基準で見れば1名の保育士で良いが、2名を配置してもなお全員の気持ちを満足させることができない現状。担任を支える保育園の姿勢、最低基準の在り方など、問題・課題は山積。
- 担任もクラスの問題として児童相談所に行き相談したが、問題を抱えている親子の専門機関なので、クラス担任としての今後の保育課題の解決の糸口はみいだせなかった。
- 保育現場で懸命に関わってもなお家庭を背負ってくる子どもに対して、なすすべもなく、脱力感・疲労感を抱きながら立ちすくむ担任を、精神的にフォローしていくのが園長・主任保育士の立場であるが、先の見えないことに時として管理者も後ろ向きになってしまう。
- 「低年齢での発達障がい診断のむずかしさ」、それによる「グレーゾーンの子どもの対応」「担任保育士の苦悩」
- 教育委員会との連携問題。
- 教育委員会・児童相談所の機関に、届かなかった母親の思い。そんな母親を支援する保育園の役割の重要性。

ふたば子育て支援発表事例

ふたば保育園
園長 井上 留美

1 ふたば保育園の概要

昭和 51 年開設、38 年目、定員 90 名、現在 125 名の入所、職員、39 名
 主な事業………一時預り事業・延長保育事業・放課後保育事業・障がい児保育事業
 子育て支援事業 平成 21 年から拠点に変更
 平成 14 年、別館増築と同時に子育て支援サービス開始

2 事例

家族構成 父 (29 歳)・母 (31 歳)・長女 (3 歳 10 月)・次女 (1 歳 2 月)

3 年前に退所していったケース (4 年半在籍)

母親が、自ら「自分は子どもを虐待してしまう」という事で入所してきた例
 姉妹で平成 17 年 9 月～平成 22 年 1 月 31 日まで在籍。

夫と離婚したいが行く所がない。

母親について入所後、園長と面談 (資料①)

姉は 2 年半在籍し卒園する。

妹は、4 年 3 ヶ月在籍し、卒園する年の 1 月で離婚により退園する。鹿児島へ

姉の担任が、送迎時母親の相談にのったり話をきいたり、面談等も行ってた。(資料②)

母親は、子どもに対して、イライラしたりすると自分の気持ちのはけ口として手を出してしまう。

子どもが、病気になるときちんと病院に連れて行ってた。

保護者の中に話し相手ができ、夕方等におしゃべりして帰るときが多くなった。

仲良くなった母親とのメール交換 (悩み相談) をしていた。

たまには、ママ友と飲みに行く時もあった。半年位に 1 回メールが突然来る。

3 対応

定期的に、市役所子ども課に児童表を提出し経過報告する。

職員会で、面談内容を報告したり、母親との接し方の勉強会をする。

母親の話を傾聴する。

4 課題

信頼関係を築けた職員 (園長・担任) がいることが重要。職員は、親の話を聴き、信頼関係を築く
 事が必要。県外に行ってしまったので、その後の様子がわからない。

鹿児島～大分～東京～大分に居るらしい。(長女は 6 年生、次女は 4 年生になるが一緒に住んでい
 るかどうかは分からない)

資料 1

平成 17 年 9 月 26 日 (月)

- (背景) 母親との面談内容 ふたば保育園事務所 16:00～17:30 まで
- ・結婚して経済的に苦しかったので、夜 8 時までには電気をつけずに蝋燭をともし生活をしていて、人参ジャガイモの皮も捨てることのできない生活をしていて。
 - ・そんな時に、二人目の妊娠が分かった。経済的にも苦しかったので中絶をしたいと主人に話したが叱られ仕方なく生んだ。自分で流産する為に色々なことをしてみた。
 - ・出産は最悪だった。子どもが嫌いで泣いたり、言う事を聞かなかつたりするとイライラしてしまう。
 - ・夕食の時に姉はご飯しか食べないし、妹はレトルトやインスタントしか食べないので、イライラして私がすぐに怒るので、子ども達は毎日大泣きしてしまう状態である。手をあげたり、時には足で蹴ってしまう。
 - ・主人は毎日帰りが遅く、12 時・一時になってしまう。土曜日は 15 時まで、日曜日も午前中は仕事。日曜日の午後だけは家族で買い物に出かけたりして一緒に過ごす。
 - ・子ども達の事を聞いて欲しいのに、主人は聞いてくれない。主人は仕事の話しかしないので、聞く気がしない。夫婦の会話は自然と無くなってしまふ。子ども達を叱った話をすると「それは虐待じゃないか」ととても怒る。主人は子どもが好きで可愛がる。
 - ・自分の父親の記憶はあまりない。借金をして女性を作って蒸発して、最後はアパートで死後数日して発見されたい。母親は引き取らなかった。自分の母親は家族のために働いたが、一緒に過ごす時間はほとんど無く、意地悪なお手伝いさんに世話されて家でくつろぐことが無かった。母親と話した思い出が無い。
 - ・13歳の頃から飲酒して、夜の街を徘徊した。万引きもした。現在も飲酒は続き、20年間続いている。時には朝から飲まないといライラする時がある。1日に350CCの缶ビールを3本と焼酎を飲む。頭痛がするときは一缶だけの時もある。最近特に頭痛がひどく薬を飲んでいる。
 - ・朝保育園に行く時に、姉が玩具を持っていきと言いつつも親子で不機嫌になり泣かせてしまう。お迎えの時には、持って行った玩具が無くなりイライラしてまた怒鳴ってしまう。
 - ・夜も子供の寝つきが悪く、イライラしてしまう。
 - ・主人との離婚を考え、離婚届に捺印して、東京の母親の所に帰りたいと連絡したが、母親に「迷惑だから帰ってこないで」と言われ行く所が無かった。鹿児島姉にも迷惑がられている。どこにも行き場無く離婚を断念するしかなかった。今は離婚を先延ばしにしている。
 - ・姑とは話が合わない。いつも息子の味方しかしない。悪いのはいつも私になる。
 - ・舅の病気が落ち着いたので、姑が接骨院の仕事を半日でも手伝えるようになるらしい。そうなれば少しは余裕ができるかもしれない。

以上母親の話を聞いた上で

母親に対して「良く今まで頑張ってくられた」と共感し、思いを受容するように配慮した。また、正直に話をされることに対して十分に認め、辛い思いを吐き出させるよう配慮した。母親は時には、涙をふきながら1時間半にわたって進んで色々なことを話された。母親自身が、今の苦しみから抜け出す為にも以下の三点の実施を勧めた。

- 1、子どもを迎える時にはできるだけ抱きしめてあげるように。
夜寝る時は、絵本の読み聞かせを5分でいいので実践してみてください。
- 2、『夕食は楽しい時間』という事を優先して喜んで食べる物を食べられるだけ。
強制的に食べさせない。保育園の給食をしっかり食べさせているので心配しないように。
- 3、ご主人とは、いたわりの会話を心がけるように。

職員間では、

- 1、二人の子供は愛情に飢えている状態なので、全てを受容して、愛情で満たすよう努力する
- 2、愚痴を聞いてくれる人もいない母親に対しては、何でも聞く姿勢を示し、現在を認め、辛い思いを癒せるようにする。
- 3、母親にも愛情を注ぎ、母親の中に愛情を育て母親に愛情の注ぎ方を知ってもらう。
という事を職員の努力目標とするように伝えた。

資料2 姉の児童表より

- H17.9月** 家庭で母親の大事なバック・財布・携帯などを姉が取りだし、どこへ置いたか分からなくなった。母親が怒り脇腹・足を蹴とばしたと帳面に記載。降園時、姉が保育園でのことを色々話そうとすると自分が疲れていたり頭痛がしたり聞きたくないので「うるさい」と怒鳴ってしまう。
- 10・11月** 親が妹の方へ強く当たる。妹から逆に八つ当たりされけんかになる。父親と一緒に自家用車で登園するようになる。(母親はいつもは自転車に2人を前後に乗せている。)
- 12月** 母親と姉とは会話が増えたりして以前より良い関係になっている。
- H18.1月** 姉は母親に嫌われたり怒られたりすることを避けようと意識して利口に振る舞っている様子がある
- 2・3月** 3月下旬の帳面に子どもが居るだけで「胃が痛くなる」と記載されていた。お迎え時に母親と話すと母親のストレス・疲れがたまっている様子だった。
- 4・5月** 個人面談をする。母親が子供に手をあげることは減ってきたが、家庭での苛立ちが治まらず「うるさい。しゃべるな」等と怒鳴ったり、姉妹喧嘩をする姿に苛立ち、姉を昼から夕方まで鍵のかかる部屋に閉じ込めトイレ以外は出さなかったとの事。ストレスが溜り、休日の午前中に夫の祖父母に子供を預けるが、お菓子ばかりを食べさせたり祖父が子どもをけなす言葉を使っているのを聞きそれに苛立ち子どもの目の前で祖父と口喧嘩になる事が多い。姉が優しい言葉をかけてくれたり、純粋な言葉をつぶやいている姿をみると癒され可愛いと思うが、母親自身がストレスのはけ口が無い事、自分の味方がいない事、自分の心が満たされない事により子どもに優しく接しようという思いは持てない。
最近、親が怒ったりすると姉の顔がチック症のように引きつったり、妹を諭す姿が見られたりするのを見て、母親は自分がイライラした時に拳を突き出したり、壁や物にパンチしたりする姿を子どもに見せないように気をつけたいと言う話をするようになった。

- 6・7月 母親が様々なストレスから家庭でも怒ったりすることが多く、反省の言葉が連絡帳に記入してあったり、お迎えの時に自分で話したりしている。
- 8・9月 8月、家族で公園に出かけ、楽しく過ごせた。
9月、鹿児島へ家族旅行へ出かけ楽しい思い出が出来た様子。
- 10・11月 家庭では姉妹喧嘩が激しく、その様子に苛立った母親が「そんなに喧嘩するなら出て行く」と言ってしばらく家を出て行く時がある。姉の誕生会には心のこもったメッセージを書いていた。運動会での姉の成長を喜ばれていた。
- 12月
H19.1月 12月中旬、母親からの申出で、面談をする。姉が友達の家からゲームカードを持ち帰ったり、親戚の家でも色ペンを黙って持ち帰る行為があったとの事。また、姉が反抗的な態度を取ったり、些細なことで泣きだし、泣き止まないのも姉の対応に悩んでいるという事だった。
姉は、今までは自分が優先的に可愛がられたり大事にされているのを実感していたが今は妹も同じように可愛がられるようになって来た事で、妹への嫉妬が感じられた。母親が子供への愛情が強くなり、心配したり、子どもの様子を見て関わりを悩む等、母親としての成長や変化を大いに認めた。子どもの行った行為に対して、ただ責めたり、叱ったり、批判的な態度を向けるのではなく、姉の思いをゆっくり聞く時間を持ったり、母親としての自分の思いをじっくりと話し、姉のことをいつも大切に思っている事、心配している事、妹も同じように大好きで大切であることを繰り返し伝えて行くことが大切なことを話し合った。
今後も、必要に応じて面談を行い、都度対応を考えたり話し合う機会を持つ事にした。
- 2・3月 休日等、家族で過ごしていても、黙って何かを持ち帰る事が治らないという事で、ポケットのない服を着せているが、小さな飾り用のポケットの中に物が入っていたようで母親がショックとストレスを溜めている。
物を持ち帰る行為だけを意識してやめさせようとするのではなく、姉の内面の気持ちや思いについても母親と一緒に考え話し合う中で、母親も気づくことがあったようだった。その他の事でも、母親のストレスが溜まっているようで子どもの顔を見るだけで苛立ちきつくあたってしまうということだった。
- 4・5月 母親のストレスがかなり溜まっているようで、姉が無表情だったり、降園時素早く行動しない様子に怒る姿が見られた。連絡帳に、姉が一人の時は優しくいい子だが妹がいると見えない所で、妹を蹴ったり叩いたり殴ったりする姿が見られる。母親も「子供二人と同じ空間にいることが苦痛で存在すら鬱陶しく思う」と言う内容の記載があった。降園時に母親と話すようにした。
そんな中でも、一日休みを取り、姉と一緒にパン造りをしたりしている。
- 6・7月 個人面談をする。
両親の仕事が忙しくなり、特に父親に時間の余裕がなくなったという事だった。母親も疲れやストレス等で情緒の変化が激しく、気持ちが安定しない時には子どもに激しくあたってしまうという事だった。家庭では、姉妹喧嘩が激しく、それに苛立ち手を上げたり、子どもをおいてしばらく家を出てしまう事もあると言う

事だった。特に妹の行動に立腹し、6月下旬頃に妹を激しく叩き続けたり蹴ったりしたという事だった。妹がしてはいけないと念をおしている事をあえて行う姿に我慢できなくなるという事だった。

母親に、姉は母親がどんなに怒っても母親の事を悪く言わないし、怒られた事も口に出さないし、大好きな母親の良い話しかしない事を伝え、姉の思いをできるだけ汲み取ってほしい事を伝えた。母親も育児に悩んだり、ノイローゼになりそうになりながらも子ども達の事を考えたり関心が深まっているのは事実でその事を認め合いながら、今後も様子を話し合う事を話合った。

8・9月 姉は家庭や自分にとってのストレスを口に出していわないようにしているが情緒不安な様子が伺える。

不安な気持ちを埋めようとするかのように鞆の中身をいつもいっぱいにしてたりロッカーに物をたくさん入れ込むことがあった。

10・11月 特定の友達と一緒に居たがったり、保育園以外でもその友達に会いたがったり家で一緒に遊びたい事を強く母親に伝えているようだった。

12月・H20.1月 日曜日に親子三人でお弁当を持って公園に行ったようだった。母親は、公園への行き帰りでイライラさせられ怒鳴りっぱなしだった様子。

イライラする位なら無理に出かけなくてもいいのかなと思ったり、少しでも楽しい時間が過ごせればと思ってやっているがイライラする事自体が自分が無理をしているのかなと思う。そんな自分に泣けてくる。

次の日の帳面に、育児も仕事もうまくいかず、伝えたい事が伝わらずに裏目に出る事ばかりで自分でどうしたらいいのか、どうやって接して行ったらいいのか分からず怒鳴ったり、イライラしてしまう。先生のお返事に癒されました。と記載があった。

2・3月 甲殻類によるアレルギーがあるかどうかを検査していたが、特定のアレルギーが見つからず、ストレスによるものが原因ではないかと言う事らしい。母親も姉に対して日常的にストレスを与えている事が原因かもと反省されていた。

長女は、3月で卒園し小学校に行くことになったが、母親自身かなり不安があるようで、「学校と保育園という忙しい環境の変化に追い詰められそうな感じ」がしてそれを考えるだけで「疲れる」と記載されていた。

宮崎市行政報告 児童虐待への対応(宮崎市)

第1分科会

